

第35回平成22年12月与謝野町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成22年12月20日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時57分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	河邊 恵
--------	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

## 5. 議事日程

- |       |             |                               |         |
|-------|-------------|-------------------------------|---------|
| 日程第 1 | 議案第 1 1 6 号 | 与謝野町犯罪被害者等支援条例の制定について         | (質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 1 1 7 号 | 与謝野町暴力団排除条例の制定について            | (質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 1 1 9 号 | 平成 2 2 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 4 号) | (質疑～表決) |

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

きょうから一般議案ということで、条例、補正をお世話になります。15日の一般質問の昼休みに議会運営委員会を開催していただきまして、この後、議案審議が一応20日、21日、きょうとあしたという予定でありましたけれども、もし、あした終わらなければ22日に引き続き議案審議を行うということで決めていただきましたので、ご報告いたしますとともに、皆様のご協力をお願いをしておきます。また、一般議案につきましては、条例、補正予算ともに10分以内、2回以内という議員の持ち時間になっておりますので、その点につきまして、重々ご協力ほどお願いをいたしまして、開会に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第116号 与謝野町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、野村議員。

- 1番(野村生八) おはようございます。それでは、与謝野町の犯罪被害者等支援条例ということで、新しく提案がされています。この点についてお聞きをいたします。とりわけ、この犯罪ということにかんがみて、いわゆる殺人だとか、殺傷だとか、そういう犯罪というのは非常にわかりやすいわけですが、DVですね、ドメスティック・バイオレンス、いわゆる同居関係の中での暴力、とりわけ夫からの暴力という問題が非常に、この間、ふえていまして、相談も寄せられています。こういうことについては、身体への暴力もあるんですが、精神的な問題での、いわゆる暴力というふうなこともありまして、こういうの、犯罪という特定が非常に難しいという問題もあります。こういう問題も含めて、この支援の中には入っているのか、その辺の考え方について総務課長にお聞きします。

議長(井田義之) 奥野総務課長。

総務課長(奥野 稔) おはようございます。野村議員さんのご質問でございます。お答えをしたいと思います。与謝野町の犯罪被害者等支援条例の中で定義ということで、犯罪等というのがございます。そうした中で、犯罪及び、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為というふうな定義づけをしております。これにつきましては、今、ご質問にありましたように体に、身体犯といわれますけれども、体にけがを負ったとか、障害を受けたとか、そういうもありますし、それから、今、申されました精神的な被害、精神的なダメージといったことも、この支援条例の中の定義づけをいたしております。

議長(井田義之) 野村議員。

- 1番(野村生八) 支援見舞金の支給ということで、死亡の場合は30万円、それから、入院で基準に基づいて10万円ということで、こういう見舞金が支給されるという条例になっているわけですが、一方、今、答弁いただきましたソフト的な面も対象にしながら、町として、今までも支援

はさせていただいたと思うんですが、条例化されて支援をしていこうということだというふうに受けとめました。そこで、こういう支援で、現実には、例えば夫からの暴力の場合は、いわゆる隠すということが必要になってくるわけですね、シェルター、一般的にシェルターというふうに言われていますが、核のシェルターとは意味が違いますけどね、社会から隔離できる場所が必要ということが言われています。当町では、こういう相談があったときに、そういうところまでの対応というのは、今までからしてこられたのか、もし今までなかったら、この条例の期に、そういう支援についても積極的に対応をされようという考えなのか、その辺の現状と今後の条例化によつての対応についてお聞きします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ご質問にお答えしたいと思います。平成18年11月から犯罪被害者等の関係について相談窓口というのは当町、設けておりました。それから、今のシェルターの問題は大変ナーバスな問題がございまして、当然、今、言われましたようにシェルター、住宅とか、そういう確保に向けて支援をしていきたいというふうに考えております。これが一番あれなんですけれども、特にDVの場合、今、どこにいるかということがわかれば、また、後から追いかけて被害をこうむるということもございまして、この支援条例によりまして、より警察とか、それから京都府とかの連携を強固に密にしていって、町内でないシェルターを探すとか、そういった連携と、それから確保というものがやりやすくなるのではないかと考えております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） そのシェルターというのは、例えば京都市内にNPOなどが準備をしていたり、そういうことがあって、そういうところと日常的に連携をとりながら、いざというときに、すぐそういうところで社会から見えなくしていただくということが必要になってきている。そういう時代になっているというふうに思います。それは反対に言えば、よそから、この与謝野町に受け入れるという、そういうことも当然、考えていかなければならないことではないかなと、当然、与謝野町のシェルターに与謝野町の人が入るといふことになると、シェルターの機能は、あまり果たさないということですが、いわばほかの町の人のためにということになりますので、行政レベルでは大変難しいことかもしれませんが、民間レベルで、そういうNPOなどの、そういう支援をしながら、そういうDVの対策を、この条例によって進めていくということであれば、それなりの違う制度ですね、支援の制度、NPOに対する支援の制度等々も必要になってくるかなというふうに思います。

そういうDV、夫の暴力もありますし、児童の虐待ですね、これはもうアンケートでも3分の1ぐらいの児童虐待があるというアンケート結果も出ていまして、非常にこういう犯罪、あるいは犯罪ということが言いにくい形での問題というのが今、広がっています。きのうも非常に悲惨な犯罪があったということですが、そういう点では、今までの例で判断できない状態ですので、とりわけ総務課のほうで、こういう問題に対して、さまざまな問題に対して絶えず目配りしていただくということが必要かなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。その町内での、そういうシェルター等々の取り組み、よその町の人があるシェルターへの取り組みというのは、どういう形でできるのか、お聞きをしておきたいとします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 従来から犯罪被害者につきましては、いろんな支援なり、それから、そういった相談窓口というのがあったと思います。この中で第2条の3に関係機関等ということになっておりまして、今、野村議員さんがおっしゃいました民間の団体ということがあります。これは議員さんおっしゃいましたように、全国的にはNPO法人の全国被害者ネットワーク、それから、京都におきましては、社団法人京都犯罪被害者支援センターというのがございまして、今後は、今までからどうだということはないに、今後は、こういった、今おっしゃる民間のNPO等との関係をもっと強固にしていって、そういったことに相談をしながら対処していきたいというふうに考えております。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 4 番、糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは、二、三点質問をさせていただきます。今回、初めて与謝野町の犯罪被害者等支援条例というのがつくられるということなんですけど、こんな条例を適用することはあってはならないというふうに、これは適用されんほうがいいわけですけども、この条例制定は、京都府下では、私は初めてではないかと、近隣市町村は、あまりないのではないかなというふうに思うんですけども、国の基本条例ですか、国の基本法ですね、これがございまして、それに基づいて制定されるのか。この時期に、なぜこの条例を制定される背景とか、必要性について説明願えませんでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 糸井議員のご質問にお答えしたいと思います。まず、第1点目に京都府内の条例の制定状況についてございました。京都府内では、久御山町、宇治市、それから長岡京市、この1市2町と、それから最近では数日前、伊根町が条例を可決されました。城陽市ですね、すみません。城陽市と、2町、可決されました。京都府におきましては、特化条例といいますけれども、これについての条例は持っておりませんが、京都府犯罪のない安心、安全なまちづくり条例という中で、いわゆる犯罪被害者等に対する支援ということで、条例化をされております。

今、なぜかと言われますのは、ご意見としてよくわかるのでございますけれども、基本法ができて、これは何も今、うちも平成18年11月から窓口を設けておりましたと、先ほど申し上げました。そうした中で、犯罪被害者等の支援につきましては、どのようなことということで、そういうこともありまして、今、条例の制定に向かったということです。といいますのが、今、昨今、犯罪が、もうだれでも、どこでも、どこにおいても犯罪に合うというような危険性が高い社会状況になってきたということもございまして、それから、どうしても犯罪被害者は全国的に言われますけれども、一人孤独になりやすいというようなこともございまして、与謝野町におきましても、どなたが、どこにおいて、もう犯罪被害者になるかということもわからない時代に入ってきて、いきなり、急だと言われますけれども、そういったことで支援条例ということで、この12月の定例会に上程をさせていただいた経過でございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 具体的にちょっとお尋ねするんですが、この第4条の町の責務ですね、この中で犯罪被害者等の支援のための施策を策定し実施する責務を有するとなっておりますけれども、

この具体的に支援のための施策というのは、どのような施策をお考えになっているのでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 糸井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。今までは、まず、庁舎内におきましても、こういった相談窓口というのが、個別で単独化しておりました。この支援条例を設けますことによって、それらを組織化していくといたしますか、そういったことが必要だと思っております。今まででしたら、これは犯罪被害者につきましては、いろんな教育関係、民生関係、それから、商工関係、暮らしや福祉の関係で、それぞれいろんな問題や相談事が出てくると思っております。そうした中で、窓口は総務課となりますけれども、一体となって今後、犯罪被害者の事例に基づきまして、どういった支援をしていくかということを今後、このようにして施策をまとめて実施をしていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） ということは、具体的な支援のための施策の文書化ですね、これはされていないと。今からつくっていききたいということでしょうか。例えば、国の基本法では施策として、例えば、相談及び情報の提供だとか、損害賠償の請求の援助だとか、給付金の支給にかかわる制度の充実等だとか、いろいろと7項目ほど国は基本施策を持っておるわけですけれども、こういう施策的なものは、今、町としては具体的に、今、窓口というふうな話がございましたけれども、それ以外には持つというふうな考えはないのでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、おっしゃいました、国には、そういう施策を設けております。その国の施策の中でやっていくわけでございますけれども、そういったことを今後、文書化して計画とか施策としてまとめ上げて、残念ながらおりません。そういったことも含めて、今後は行いたいと思っておりますし、それとは別に見舞金は、支給は、これとは別の条項で持っております、それらも含めてまとめていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） やっぱり町として施策をつくって、それを実施していくということですので、やはり、そこら辺は明文化しておく必要があるのではないかなというふうに、私は思います。これから規則等もこしらえられると思うんですけれども、そういったものもきちんとしていただきたいなというふうに思います。それから支給の該当者の決定ですけれども、なかなか私は難しいのではないかなと、今、野村議員さんもいろいろと言われましたけれども、そういうふうなことで、この該当者については、国が支給決定をするものをもって該当者とするのか、町が独自に被害者の該当者を決定ができるのか、そこらへんはいかがでしょう。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） お答えしたいと思います。国は国で支給金ということになっております。これを国の支給金の内容をごらんになったと思います。当町におきましては、一時金ということにしております。したがって、10万円と30万円という額を設けておりますけれども、一時金としております。したがって、町は町独自で、ここに考えておりますのは、精神的なもの、それから肉体的なもの、医師の診断により全治1カ月以上の加療を要するもの、こうした人たちに対して一時金を支給していきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 一時金はわかるんですよ。だけど、その支給の該当者、この人が犯罪被害者だという認定ですね、これは国が認定した、そういう犯罪者といったらいろいろとあるんですけども、これが町独自で犯罪被害者と認定ができるのかどうか、そこら辺をお尋ねしたかったんです。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） したがいまして、その参考にするために、先ほど申し上げましたように、いわゆる警察との関係、京都府警との関係、そういったことも紹介をかけながら、できるだけ犯罪被害者ということに該当するということの見解を持った中で見舞金にしても支給をさせていただきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 最後にもう一つだけ、いわゆるこれは、そもそも三菱重工の爆破事件だとか、秋葉原の無差別殺人事件だとか、数日前ですか、バスに乗り込んだ殺傷事件がありましたけれども、こういったものが対象だろうというふうに思うんですけども、それとは別に犯罪的な交通事故があるわけですね。例えば、悪質なひき逃げ事件とか、殺人的な交通事故ですね。ですから、どこの県だったか忘れちゃったけれども、子供が、親子が川にほり投げられて子供3人ですか、亡くなったというふうな事故がございました。こういうふうな、犯罪ではないんですけども、交通事故ではあるけれども、私は犯罪と等しいのではないかなというふうに思うわけです。殺人事件と同じではないかなと。こういうものも該当するのかどうか。普通の交通事故は別でございませけれども、ここらへんはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、議員さんがおっしゃいました件は、大変悩ましいところがあると思います。おっしゃいますように国も交通事故は対象外にしております。今、言われましたように、だから交通事故であっても、どこまで犯罪性が高い、犯罪として認められるか、こういったことも、やはり警察の判断を仰いでいかなければならないと思っておりますし、それから、これにつきましては国のほうの認定基準というのでも出てきます。当然、リンクしたものになってくると思います。そうした中で判断をさせていただきたいというふうに考えております。

- 1 4 番（糸井満雄） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第116号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第116号 与謝野町犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第117号 与謝野町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、今田議員。

- 16番（今田博文） かがみの部分ですけれども、提案理由が書いてあるんですが、2段目ですが、総務課長、よろしいか。議案書6ページです。提案理由の2段目の終わりですね、不当な影響を排除、次、「ことで」と、こうつながっておるんですが、これは意味がわからないんじゃないかというふうに思うんですが、これ間違いではないですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今田議員のご質問にお答えしたいと思います。大変申しわけございません。不当な影響を「排除ことで」ということで、記載をいたしております。ご訂正をお願いしたいと思います。「不当な影響を排除することで」ということにご訂正をお願いしたいと思います。申しわけございません。

議長（井田義之） 今田議員。

- 16番（今田博文） これ、あれですか、議長、今、訂正があったんですが、提案理由を、この場で訂正するということで、それでいいんですかね。規則的にはどうでしょうか。

議長（井田義之） 暫時休憩します。

（休憩 午前 9時55分）

（再開 午前 9時58分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を続行します。

太田町長から発言を求められておりますので、これをお願いいたします。

太田町長。

町長（太田貴美） 議員ご指摘のとおり不備なままの提出でございます。一応、皆さんに、この議場ですということをつけ加えるということでご理解いただきたいことと。また、後にその文章につきましても、差しかえをさせていただきます。本当に申しわけございませんでした。

議長（井田義之） 今、町長からありましたように、この件につきましては、後日の差しかえで、本日は修正をしていただいて、このまま審議を続けたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

今田議員。

- 16番（今田博文） そういう、らしきことが疑われる場合には、警察に照合すると、こういう文言があるんですけれども、それ以前に誓約書を提出させると、これは契約時に提出をしていただくんだろうというふうに思うんですけれども、そこで、そういうことは関係ありませんという、もちろん誓約書を出せるわけですね、業者の方が。それ以後、どういうことがあれば、その警察に照合するということになるんですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 議員のご質問にお答えいたします。それ以後といいますか、まずは契約に当たっ



ては、いわゆる関係、これも申し上げておりますように暴力団との関係があるかないかという照会を京都府警にさせていただくということで、確かに暴力団員との関係がないということで契約行為を行っているということでございます。そのために、この前、照会を、そういった照会をさせていただくということで、この前、与謝野町と、それから宮津警察署と合意書を交わさせていただいたということでございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） ちょっとわかりにくかったんですけども、もちろん照合は警察がされるということはよくわかるんですけども、いつの時点で照合されるのか。その契約者との関係で、すべてにおいて照合されるということではないのではないかというふうに私は理解をしておるんですが、そういう場合に、どういうことがあれば照合をするということになるのか、ちょっともう一度、お願いします。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 本町との契約、もちろんですけども、それに基づきまして元請業者が下請と契約をする場合も、それが不安だなと、わからないなと思ったときは、そうでない方とはされる必要はないかと思うんですけども、そういった方が意見照会をしていただいて、それから、普通の契約においても、確かに誓約書を、うちは暴力団の関係ありませんといった、契約時に、契約する前に、そういったことで交わしていただくということで、そういう意識を持っていただいて排除をしていくというのが、その条例の趣旨でもあります。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 下請の場合は、それらしき分があると、疑いがあるような可能性がある場合は照合するということですが、今、答弁にあったんですけども、その元請との場合、元請との場合は、いわゆる誓約書を出していただく、そうだけでも、照合は必ずするということになるのか。あるいは、疑わしきがある場合のみ照合することになるのか、そこらあたりはいかがですか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） これは完全に自信を持っておられるということはないけれども、その会社が信用できるといった場合がありましたら、照会をせずとも、それに自信があれば、その誓約書を交わされたらいいということだと思います。

これ以上、申し上げるのはあれですけども、誓約書を、契約しますね、契約する前に、もう取っておられたらいいと、だけちょっとわからないなというときには、警察への照会をしていただいて確認をするということになってくると思うんです。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） そうしますと、疑わしいなという思いがある場合のみ照合されると、こういう理解でいいんですね。

それから、第6条、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、こういうくだりがあるんですけども、これはどういう人のことを指して、この指してある文言でしょうか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） いわゆる表には出てきませんが、資金等を供給していたりとか、それから

便宜強要をするなど、暴力団の維持運営に協力や関与が明らかになるというんですか、そういったことでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 実際に契約して工事をしていただくと、そういう業者との関係というのは、それなりにわかるというふうに思うんですけども、物品の関係もここにありますが。物品の関係というのは非常にわかりにくいのではないかなというふうに思うんですけども、そこらあたりの照会といいますか、関係を明らかにしていくという部分では、どういうふうなことが考えられるんですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ちょっと初めにあれなんですけれども、今度、これ京都府でも、京都府の関係の土木工事の建設工事、それから、物品も入ってくると思うんですけども、同じように4月1日ということになっております。私も宮津警察署の署長さんともお会いしましたんですけども、まずは、目的といたしましては、もうすべて暴力団を排除していく。したがって、今おっしゃいました誓約書というのは、もういわゆる意見照会はどんどんしてもらってもいいということです。誓約書を書かせるというところまでもってというのは、そこまで確認をしていただいて、暴力団を排除していきたいんだと、公共工事、それから公共との物品契約等で排除していただいたということございまして、したがって、そういったこともすべて私ども行政が判断するわけではなくて、京都府、京都府警が判断をいたしまして、自治体ともども、これは全国的な流れですけれども、暴力団を、こういったところから排除していこうということございまして、どこで判断するかということは、もう契約前に、できるだけ意見照会をしていただいて、確認をしていただいて契約していくということの徹底をしていただいて、そういった面からも排除をしていきたいということでございましたので、以上で答弁とさせていただきます。

1 6 番（今田博文） はい、終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

3 番、有吉議員。

3 番（有吉 正） 担当課長にお伺いいたしますが、修正前、修正後、差しかえで出ているわけなんです、全く条例の内容が変わっているというふうなことについて、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） これにつきましては、最初、罰則規定ということで両罰規定というのを設けておりました。これにつきましては、両罰規定を条例で設ける場合は裁判所の関係がございまして、裁判所で町の条例で両罰規定を設けて、このように施行していくことに対して、まだ、了解が得られておりません。これは京都府警を通じまして、意見照会することになっておりまして、宮津警察署が裁判所に意見照会をしていて、こういう条例を設けた場合、両罰規定が今の段階で条例として認められるかということの判断が、まだされていないということございまして、いい悪いじゃなくて、判断が、まだされていないので、今後、これは両罰規定を設けていくということは、今後の課題となってくるというふうに考えておりまして、よろしくお願ひしたいと思います。

3 番 (有吉 正) 終わります。

議長 (井田義之) ほかに質疑ありませんか。

1 2 番、多田議員。

1 2 番 (多田正成) おはようございます。暴力団排除条例ですけれども、今、今田議員から質問がありまして、大変厳しく慎重に取引をしていくということはわかりました。ただ、1点だけちょっとお尋ねしたいのは、契約というものは発注側と請負側とございまして、この文章を見ていますと、その請負側はすべて条件が書いてあって、これは非常にいいことだなというふうにならぬ問題もないと、私は思っておりますけれども、発注側の責任が一言も、ここの文章に出てこないんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長 (井田義之) 奥野総務課長。

総務課長 (奥野 稔) 発注側は、そうしたことで今、契約をしていくために、この排除条例によって暴力団との契約を許さないという方針でございます。したがって、契約時に請負者は、そのような手続をとってでも、誓約書でもって暴力団を排除していく方向で契約行為において協力をしていくと。発注側につきましては、そうすることで、確認をすることで、全体として公共工事等に暴力団が入ってこないようにするということが町の役割と責任だというふうに思っております。

議長 (井田義之) 多田議員。

1 2 番 (多田正成) そのことは、ぜひとも、そういう対応でしていただきたいと思うんですけれども、先ほども今田議員が非常に物品販売にしても、相手もやはり巧妙に今は知恵を使ってくるので、今田議員は、その辺が見きわめが難しいであろうということを問われておるんだなというふうに思って、私もそういうふうに思っております。何らかの、慎重には慎重を期するために、その発注者側にも、こういった公的な資金を使う団体は発注側にも非常に責任があれば、発注するとき、より慎重になると、見きわめが完全にできる場合、警察に問い合わせ、完全にそれがわかる場合、そういったことはいいんですが、そういったことのわからない状態で後からトラブルが起こったり、今回も一般会計の中の総務費の中で弁護士の謝罪、弁護士料が入っておるようですが、それは何のことかわかりませんが、そういった、後でトラブルが起きたときに非常に団体としての、相手には、もうペナルティーを課せるんですけれども、発注側は非常にわからなんだとか、無責任に終わってしまう場合があります。個人の場合は、それは個人の責任ですけれども、こういった団体の公金を扱う場合は、やはりその責任も一つは重要ではないかなと、そうすることによって発注するとき、より責任が持てて、よりこのことが生きてくるのではないかなというふうに思います。課長、その辺はどのようにお思いでしょうか。

議長 (井田義之) 奥野総務課長。

総務課長 (奥野 稔) 議員がおっしゃることはよくわかります。したがって、この判断はすべて京都府警が行います。したがって、情報の提供というものができれば、私のほうからも、それは京都府警の判断によりますけれども、当然、相談なり提供の要求を要望をしていきたいというふうに考えております。そういった中で業者ばかりじゃなしに、ここにも書いてありますように、これは国、府、それから町、同じ立場におると思うんですけれども、それから京都府警といたことで、そういった流れの中で責任を果たしていくのが、この条例の趣旨だというふうに

考えております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうしますと、今、課長のおっしゃられたような、少し発注側の責任の文言は、この中に入れられる予定はありますでしょうか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） それらも含めまして第4条の町の責務といたしておりますので、ご理解がいただきたいというふうに思います。

1 2 番（多田正成） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 先ほどから3名の方が質問されておまして、本当はする予定はしていなかったんですけども、非常に大事だなと思える点を私自身、感じましたので、1点というんですか、二つぐらいの角度で質問をしておきたいと思っているんです。

一つは、今田議員がおっしゃった6条問題で、暴力団と暴力団でない人の関係ですね。もしくは関係ないといっても関係があるのかわかりませんが、そのファジーさのところを、どう判断するかという問題ですね。ここは非常に難しく、ここはやっぱり、できるだけ担当課窓口としても、それからまた、いろんな業者の出入りの窓口の担当も認識を共有する必要があるんじゃないかというふうに思っているんです。これが、まず、第1点の問題です。

それから、もう1点は、そのことを現実的に行政が携わって、かかわってきたり、対応するときに、どういうマニュアルや考え方というんですか、姿勢がつくられているのかということが非常に大事だと思うんですね。それは以前にも、私、ちょっと話したことがあります、隠すことない旧加悦町の時代に暴力団員ではないが、らしき人との関係で、入札等々も絡んでいろんなことが起きました。私、その教訓から一番大事なのは、ちょっと短絡的な言い方で誤解を招くといけません、京都府警とか、宮津も含めてそうでしょうが、全面的に、その基準で物事が動くとき必ずしもそうはならない。よくなるということ、私、体験的に感じたんです、そのときに。犯罪が起きないと警察は動けないと、こういう話がありました。犯罪が予測されるときこそ、警察や警察権力の力で犯罪を予防するということが、非常に大事な仕事なのに、犯罪が起きないと、告発されないといけないと、こういうことで一辺倒な経過がありました。私は、この角度からすれば、私自身、全部言いますが、弁護士さんに、やっぱり今、暴対法とか、いろんな問題で対応マニュアルというのは発展してきているわけですね。これは皆さんも、総務課のほうは知っていると思うんですが、そういう発展のやっぱり高い水準の対応マニュアルが要るんじゃないかというふうに思っているんです。それは他人事じゃないんです。一人一人の職員が、もう今の時代は窓口になる可能性ありますよね、そうでしょう。そのときにどうするかというのは、職員全体が、そういうことを認識しておかないと、一丸になって、そういうことを防ぐことができない。一つの穴をつぶされたら、あけられたら次々とやっぱり波及しますよ。だから、そういう意味で、今、とらえ方の問題を言っているわけです。この間、旧町から引き継いで法令遵守条例というものもありましたよね。旧町で僕はまずかったと思っているのは、あの条例を町長自身が発動しなかったんじゃないかと、それがいけなかったん違うかというふうに思っています。

だから、ここはやっぱり英断もするときにはしてもらって、大事な局面では大いに弁護士さんや警察の力も借りて対応していくということが非常に大事だというふうに思っています。総務課長いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 伊藤議員さんのおっしゃることは筋かと思っております。それから、先ほども出ましたですけれども、取引相手を選ぶときの信用性、信憑性ですね。どうなのかと、今、言われましたようなことにつきましても、京都府警といたしましては、いろんな場合でもちょっと危ないんじゃないかという団体につきましても相談を受けてきちんと対応をさせていただきますということで、宮津というんですか、京都府警からも回っております。糸井議員さんがおっしゃられた方も含めて進めていくことが大切ではないかというふうに考えております。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第117号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第117号 与謝野町暴力団排除条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第119号 平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、有吉議員。

3 番（有吉 正） まず、初めにひまわり号について、吉田参事にお伺いいたします。

資料を見せていただきますと、平成21年度の利用者数に比べて、ことし平成22年度の利用者数はトータルとしては減っていると思うんですが、9月、10月が、特に10月がかなり伸びをしていると、このように思っておるわけなんです、この辺について理由等々ありましたら教えていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。3月から第2期の実証運行に入りました。その昨年と比較いたしますと、減少をしていたということでございます。一番最初の年は物珍しさもありましたし、それから、いろいろと団体利用もあったということでございます。2年目には、

それがだんだんなくなってきて、固い数字の乗客になってきたのかなというふうに思っております。

ただ、奥滝線で9月、10月と、かなりふえております。9月が254人、10月が434人、最近、資料をいただきまして11月では536人の方に利用していただいております。これにつきましては、一番大きな理由といたしましては有害鳥獣の関係でございます。朝、鹿の熊を出発するバスがありますし、それから、4時45分ごろでしたか、野田川庁舎を出発して鹿の熊へ帰るバスがございます。これにつきましては、与謝小学校の奥滝から通学をしてくる児童がバス通学ということでやっていただいておりますということのようでございます。

それから、加悦奥石川線につきましても、9月が212人、10月が216人でしたが、11月には313人という実績でございます。合わせまして849人ということでございまして、過去最高の利用者の数を記録したと、こういう現状でございます。

議長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 有害鳥獣の被害は農作物に大変あるわけなんです、それがひまわり号の実績につながっておるとい、悲しくもあるのか、うれしくもあるのかと、ただ、有害鳥獣とは別個に大勢の方に乗っていただきたいと、それこそ大変、公共交通の空白地帯を町も頑張ってやっておるわけですから、何とか頑張ってふやしていただく努力をしていただきたいと思ひますし、利用者のご意見等々を聞きますと、いろんなご意見はある中で、やはりありがたいという方のご意見が一番、私も目にとまっております。そこで、まず、吉田参事に聞くわけなんです、京丹後市、ひまわり号は公共交通の空白地帯を埋めるためにやっておるわけなんです、京丹後市では3年ほど前からですか、200円バスを、ここで走らせて、また、実績も上げておられます。ことしの宮津市の市長選の公約にも200円バスの実現というようなこともあったろうというふうに思ひます。与謝野町も、その協議に入るとか、いつかの質問の中で行っていくということは聞いておるわけなんです、今の状況について、知らせられる範囲、おっしゃっていただきたい。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。最近の会議といたしましては、12月15日、2市2町の担当者レベルが集まりまして協議を開始をいたしております。まだ、やる、やらないという結論まではいきませんが、その会議で確認いたしましたことは、上限200円にこだわらず、区切り方はいろいろあるものの、ゾーン制、区間制ですね、ここからここまでは200円で行きますよと、そこからそこ、次はちょっと高くなりますよと、ゾーン制も視野に入れて検討していると。

それから、KTRとの共存、競合にかかる議論も並行して行い、丹後地域の公共交通体系について総合的に考えていくと、これらを基本的な考え方として、今後、協議をしていったらというふうに担当者レベルで打ち合わせをしております。やはり、これをやっていきますのに何が一番問題になるかということにつきましては、やはり200円に運賃をおとした場合、やはり丹海さんの収入が減るということでございます。200円におとして、いわゆるお客さんをふやして、今までどおりの収入を上げていくということになってきますと、これは宮津市の試算でございしますが、市民で1.8倍、高校生で2倍のお客さんの増加がなければ今までどおりの、いわゆる丹海さんの収入が確保できないということでございます。そこまで乗客がふえれば、2市2町が今

までの、いわゆる丹海さんへの補助金の額でいけるわけでございますけれども、それ以上少なくとも、やはり丹海さんも、これ民間会社でございますので、赤字を出してやるというわけにはいきません。いわゆるそれを支援していく市町村が、それだけの、いわゆる補助金、これに耐えられるかどうかということも考えていかなければならないということでございます。

消極的な態度で議論をするというのではなしに、実現可能かどうかということについて今後、2市2町で協議を進めていこうということで、今のところは統一をさせていただいておることでございます。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 最近の会議は10月15日とおっしゃられた。12月15日、つい最近の会議が、ついこの間あったということの中で、事務レベルでは、それなりに方向性としては出していかれるだろうというふうに思っておるんですが、最後は首長さんの決断になるだろうと、この辺につきまして町長のお考えをお伺いいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、協議が始まったばかりでございますので、それらを総合的に考えた上で2市2町の首長は、それぞれ判断するかと思っておりますけれども、今の段階で非常にKTRの関係との丹海さんとの関係、それらも含めて、この我が町だけではなしに、やはり総合的な判断というものが重要だと思っておりますので、そうした協議を待った上で判断させていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） この質問は最後に、ひまわり号の赤字補てんですね。たしか国が3年間でしたか、やってくれるじゃないかなというふうに思っておるわけなんですけど、その確認と、それからKTRの今、お話も出ました。これも大変な赤字の中、今後、自治体、あるいは京都府がどういうふうにされているのか、少子高齢化の中、高齢化の中、やはり大事なことでありますし、子供が減るといことは、悲しい現実もあるわけなんですけど、それにつきましても、国のほうの財政的な補てんといいますのか、丹海さん、あるいはまた、ひまわり号につきましても、わかる範囲、赤字補てんのことについて吉田参事にお伺いいたします。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。ひまわり号につきましても3年間は国が50%の補助、支援をしてくれるということでございますが、この補助支援はもう既に、今年度で3年ということになります。その国の補助支援を打ち切られるわけでございますけれども、一応、運行経費の80%については特別交付税でみていこうと、この制度にかわりはございません。それから、丹海さんの運行につきましても現状の補助制度とかわりはないわけでございます。22年度、幾らになるか、まだ、確定しておりませんが、21年度は約2,600万円程度の、与謝野町は補助金を交付しておることでございます。

それから、KTRにつきましても、これは6億円から7億円の、毎年赤字を出しておること、21年度はたしか与謝野町で2,900万円程度の赤字補てんをさせていただいたというふうに思っております。

KTRにつきましても、現在、今までの、いわゆる赤字補てんのやり方でいいのかどうか、これの議論を開始しております。例えば、兵庫県さんなんかはKTRだけではなしに、ほかにも三

セク鉄道を持っておられます。そういう中で基金で対応、一遍にお金を出して基金で対応するという感じでして、赤字補てんをやっていないという、そういう現状もございます。京都府と兵庫県との考え方の相違もあります。それから、今までどおりの赤字が出たから、その分をそのまま補助するのがいいのか、もっと違う方法がないのか、そういったことも議論を開始しかけているという状況でございます。

そういうことで、今後どのような補助金を交付していくというところまでは、まだ、煮詰まっておりますけれども、新しい方策を模索しながら存続に向けて協議をしているという状況でございます。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 農林課長にお伺いいたしますが、今も有害獣のことがあったわけなんです、きょうの朝のテレビでアザラシと漁師さんの関係をやっておりました。いわゆる野生動物との共生が非常に難しいわけなんです。鳥獣保護法という法律にくくられておるとい現実の中で京都府、あるいは都道府県が、そういった貴重な生物等々は環境省から都道府県レベルで、各都道府県レベルでレッドデータをつくっておられるということで、ちょっとお伺いをいたしたいんですが、それこそ、ことしの秋はツキノワグマが非常に与謝野町もたくさん出て、お二人ですか、ちょっとけがもされたということもございます。せんだっての委員会の資料の中で、まず、1点は誤捕獲、誤って捕獲すると、ツキノワグマを、こういったことがデータで出されました。与謝野町では誤捕獲が8頭、それから、京丹後では49頭の誤捕獲があると、このように聞きました。これは京都府がレッドデータを管理していますので、調べてみますと絶滅寸前種にツキノワグマはなっております。そういったことで誤捕獲にせざるを得ないということだろうと思うんですが、その辺につきまして、まず、ご答弁といたらあれですけれども、府のことですけれども、よろしくをお願いします。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。本年は本当に春先からツキノワグマの出没が相次いでおりまして、農林課としまして、その対応に追われてきたところでございます。現在では時期を越えまして落ちついている状況でございます。そのような中で、先日の委員会でご報告をさせていただきましたが、ツキノワグマの捕獲の頭数につきましては、先日の区長会でもご報告をさせていただきましたが、当町の捕獲頭数は全部で49頭となっておりますが、そのうち、内訳としまして有害による捕獲が41頭、それから、誤捕獲が8頭ということでございます。この誤捕獲と呼んでおります内容ですけれども、いわゆるシカ、イノシシのおり、これは鉄格子のような四角い形式のものですけれども、このイノシシ、シカを捕獲する目的で設置したおりに熊が入って捕獲ができたというケースの場合に誤捕獲というふうに呼んでおります。おりは、その目的によって設置されておりますので、シカ、イノシシの捕獲用のおりに熊が入りました場合は誤捕獲と呼び、それにつきましては、同じように京都府の指示を受けて対応するわけですけれども、基本的に誤って捕獲した誤捕獲ということでございますので、これは奥山に放獣をさせていただくという指示を受けることとなります。

これにつきましては、先ほど他の町の紹介もございましたが、丹後全体では誤捕獲が49頭ございまして、与謝野町が8頭、京丹后市が31頭、宮津市が10頭、計49頭ということになっ



ているということを京都府のほうから聞かせていただいております。そのような状況でございます。

議長（井田義之） 有吉議員の質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

10時55分まで休憩をいたします

（休憩 午前10時39分）

（再開 午前10時55分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を続行いたします。

有吉議員の質問の途中ですが、奥野総務課長より発言の申し出がありますので、これを許します。

奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） お時間をいただきまして、申しわけございません。

先ほど、議案第117号の与謝野町の暴力団排除条例の制定についての中で、両罰と罰則規定のところ、私が裁判所というふうに申し上げました。あれは起訴権限を有するのは、唯一検察庁でございますので、私は裁判所と申し上げたようなんですけれども、検察庁ということでご訂正をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

議長（井田義之） それでは、一般会計補正予算（第4号）について、有吉議員の質疑を続行いたします。

有吉議員。

3番（有吉 正） 再度、農林課長に伺いますが、ツキノワグマがかかると、誤捕獲であれ、ツキノワグマ用の捕獲おりであれ、いわゆる麻酔を打ったり、あるいは注射で最近では殺すというようなことも聞いておるわけですが、いわゆる神戸のほうから来られると、だから、もう大変な労力がかかるということを知りたいんですが、その点は、そのような、こちらにそういう方がおられるのか、あるいは神戸のほうから来られるのか、お伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。現在のところは京都府が契約をしておられる神戸の方面の業者の方が京都府からの一報、依頼を受けて当町にもお越しいただいているということでございまして、何班か抱えておられますので、その日に来れないということはないようではございますけれども、時間帯によっては、少し間があくときもございます。非常にほうぼう行っておられるようですので、ことしは非常に忙しい目をされていたのではないかなというふうに思っていますが、ご指摘のとおりでございます。

議長（井田義之） 有吉議員。

3番（有吉 正） ちょっと時間がありませんで、急ぐんですが、京都府は絶滅寸前種と、ツキノワグマが、私がインターネットで調べた範囲ですけれども、奈良県が絶滅寸前種に、京都府の近隣ですけれども、こちらに近い兵庫県は何も、そのカテゴリーに入っていないという状況だったと思うんです。それから、福井県も特に指定はされていない。それから、滋賀県につきましては、保存すべき個体群として鈴鹿山脈のツキノワグマ個体群が、そういう保存すべき個体群としてのカテゴリーに入っていると、そういうことの中で、各都道府県がいろいろとあるだろうなというふうに思っています。その点、ちょっと京都府のやられていることが疑問点も多々、私はあるよ

うに、そのように感じておるところでございます。

私もちょっとわな猟の勉強をした中で、こういうことが、教科書に、こういうことが載っております。農業者、または林業者が事業に対する被害を防止する目的で一定の条件のもとに囲いわなですけれども、囲いわなを設置する場合は、わな猟狩猟免許が要らないとされていると。ただし、いろんな捕獲規制等々を遵守する必要があると、このように書いてあるわけなんです。そこで、これもインターネットで福島県の川俣町が農林業に従事されている皆様へと、野生の鳥獣をみずから捕獲する場合の注意事項として、囲いわなを用いて農林業者さんもつかまえるわけです。自分の田んぼを守るために、畑を守るために、私はこういった中で与謝野町の、その農業、あるいは林業の中に、こういったことも知らせながら、ただ、危険なことでもありますので、だけでも知らせるといことも大事じゃないかなと、また、協力を仰ぐということも大事じゃないかなと思うんですけれども、農林課長、また、町長、副町長、お願いしたいと思います。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。一般の農業者、林業者の方などが、いわゆる囲いわなで狩猟ができる規定があるんじゃないかということですが、それは先ほど、ご紹介いただきましたように、そういった規定はあるようでございます。ただ、囲いわなの種類、方法に、今、規制があるんじゃないかというふうに思っております。例えば天井部分があるような囲いわなは規定から外れるということで、そういったものは使えないのではないかなと。いわゆる天井のない囲いわなに限られるというのが一例あるのではないかなというふうにも思っております。

現状としましては、農業者の方々がトタンなり、それからネットなり、こういったもので囲うというよりも、防御しておられるということでございまして、それらについては、その個人個人の方の防御対策として、していただいたらありがたいというふうに思っておりますし、仮に、それにかかったような場合、例えば、シカの角がひっかかったような場合には、町にご連絡をいただいて、町のほうで処理をさせていただいているというような状況でございます。

議長（井田義之） 町長か副町長、答弁ありますか。

なしだそうです。

3 番（有吉 正） ひとつ勉強していただきまして、また、担当課長と協議していただきたいと思っております。終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 1 番、小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 1点だけ、ちょっと有吉議員が、今ほど町営バスの運行のことにしまして、ご質問をなされましたので、答弁も企画財政課長からお聞きしたわけでございますが、もう少し詳しくお尋ねをしたいというふうに思っております。

せんだって、産業建設常任委員会で町内の企業訪問という形で丹海さんと、もう一つ加悦の大栄にお伺いさせてもらったんですが、そのときに丹海さんでいろいろとお話を承りまして、社長さんはじめ営業担当の方とお話を承ったわけでございますが、先ほども話が出ましたように、私たちが町民の方々から京丹後市との比較というんですか、200円で、どこまでも町内は行けるというような、どうして与謝野町ではできないのかなという声も聞いておりますので、そういった質問も社長さんともお話をしたんですが、今ほど有吉議員さんのお答えで、いわゆる広域で宮

津市、あるいは伊根町含めてのことで考えたいということ、今、お聞きしたんですが、今、与謝野町としてもひまわりのバスで1、100万円、それから、地域交通バスの維持支援費として2、566万円、昨年出しておるんです。3、600万円投入しておるわけですが、いわゆる200円バスという形になりますと、丹海さんの、いわゆる幹線ですね、本当の丹海バスが与謝の海へ行く場合でも200円で行けるといような形になりますと、非常に利用客も、町民にとっても素晴らしいことだという形でふえると思うんですが、そういった場合に、いわゆる丹海さんに対しての支援金ですね、いわゆる町の行政負担というものがどないになるものかどうかというような試算が、一度、ぜひお願いできたらと、このように思っておりますが、企画財政課長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。小林議員さんの答えに入ります前に、先ほどちょっと数字を間違えましたので訂正をさせていただきたいと思います。宮津市さんの試算で、市民で1.8倍、高校生で2.0倍の増加がなければと申し上げましたが、宮津市さんのアンケートの結果、市民で1.8倍、高校生で2.0倍の利用が見込まれると。ただ、平成21年度運賃収入と同額にするには2.2倍の輸送人員を確保する必要があるということで、2.2倍ということで訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それから、まだ、この試算は行っておりませんが、与謝野町でどれくらいふえるかということにつきましても、それは一度、試算をしてみる必要があるだろうというふうに思います。

例えば、現状のお客さんを確保して幾らふえる。じゃあ200円にしたから、この程度は伸びるだろうという予測のもとにやるという方法もあるかというふうに思っております。ただ、この2市2町といいますか、これで広域的に仮に取り組みむという話になりましても、もう少し、この補助金のふえる分をどうするのかという協議が必要なんです。いわゆる今の方法でいきますと、距離割があるわけですね。その町を何キロ走っておると。そしたら、与謝野町が一番減るんですね。一番小さいですから、町が。じゃあ与謝野町は減る。ほかの町はふえるというんでは、なかなかこれは難しいだろうなというふうに思います。ですから、そういう負担割合についても今後は協議をしていく必要があるだろうというふうに思っています。

ただ、これは与謝野町単独でやったのではほとんど効果がないということは申し上げておりです。与謝野町の場合、そこで完結しないと、与謝野町で乗って、与謝野町でおられるという人はほとんどない。与謝野町で乗って福知山へ行ったり、峰山へ行ったり、宮津へ行ったりという人が多いわけですので、やはりこれは広域的に取り組みなければ、これはあまり効果がないだろうというふうに思っております。

それともう一つ、一番これも問題なんですけれども、いわゆるバス利用者がふえるということは、逆に今度KTRの利用者が減るとい形にもなるわけです。ですから、例えば、丹海さんへの補助金は、お客さんがふえて同額になったという結果が出ましても、このKTRのお客さんが減ったという話になってくると、今度、KTRへの補助金額が上がってくるといことも考えなくちゃならないと。いずれにいたしましても、KTRにいたしましても、いわゆるバス交通にいたしましても、確かに利用者は、そんなに多くはないかもわかりませんが、この地域にとっては高速道路も必要ですし、そういった公共交通も絶対必要だといことは言えるというふう

に思っていますので、それらがすべて納得していただけるような格好でやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 丹海さんのほうとされましても、与謝野町にも同じ、町営バスも同じだと思えますけれども、一人の方でも多く乗っていただくためには、どうしたらいいかというような形のことで、いろいろと模索もなされておられるようでございます。非常に年々、高齢化に入っておりまして、いわゆる高齢化に伴いまして車を運転、大丈夫だと思っておりますも信号の見落としであるとか、そういうような思わぬ交通事故も、本人が自覚しない交通事故も生じるというような高齢化時代になっておりますだけに、こういった本当の町民の足というような形のことは行政の負担も多いかもしれませんけれども、やはり病院通いでありますとか、あるいは買い物でありますとか、非常にこういう公共交通が地下鉄とか、そういったことがない土地柄でありますだけに、やはり京丹後市の、ああいう実績を見ますと、本当に住民の方々が望んでおられる施策じゃないかと、このように思っておりますので、引き続いてご検討をお願いしたいと、このように思っております。

それから、そのときに丹海さんの社長が申されておられましたのには、ひまわり号にも遠慮なしに、私は何も言えなかったんですけども、PR看板をつけてもらったらよろしいかと、いわゆる町内のいろんなイベントであるとか、あるいは、そういった事業者のことかと思えますけれども、PR看板をバスにつけてもらったら結構ですよというようなことを申されておりましたので、こういったことも一つ今後の取り組みのうちの一つにつけ加えていただいたらと、このように思っております。

それから、次に、これは同じ産建委員会で商工観光課長からお話を承ったんですが、50ページの観光宣伝事業で、観光PR看板設置工事費が50万円計上されております。これは、あの堂谷に来年3月までにはオープンしますインターチェンジのおりたところに与謝野町のイメージの大きな看板を設置したいというような思いで担当課の方は計上されておられるようでございますが、50万円というんでしたら、どの程度かなと思ったりして、お話を聞いていたんですが、非常に予定よりは縮小されるようなこともお聞きしたんですが、失礼なことを言いますが、骨組みだけで進まへんかなというような懸念もしておるんですが、財政課長のお考えを、いうなれば将来的に規模の大きい、そういう一たん設置すれば何年も長期にわたってという、し残しのないようなものが、せめて骨組みだけでもしっかりしたものがされるべきかと思っておりますけれども、企画財政課長が財務のほうを握っておられるようなことで、ちょっとここは課長から、ちょっとそういうことをお聞きしたものですので、お尋ねするようなことです。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 私のほうからお答えいたします。予算50万円ということで計上させていただいております。産建委員会でもお話をさせていただきましたが、今、ご指摘のあったとおり、3月6日にプレ、そして、4月に開通します与謝宮津インターのちょうどプラントの前の交差点にかかります町の観光PR看板を設置するという予算でございます。確かに50万円で、どれだけのものができるかということでございますけれども、恒久的なものを建てればいいんですけども、今の段階では短期的なところで、この50万円を恒久的な形で残せるようなものをもって、

あそこに看板を設置したいというふうに思っています。イメージ的には、あくまでも町の観光PR看板でございますので、イメージ的な看板を設置したいというふうに思いますし、できましたら、内部で検討しておりますのは、枠組みは恒久的に使えるんですけども、今いろんな技術がございますので、四季折々の町のイメージが図れるような、かけかえの看板的なものを準備させていただいて、町のイメージアップを図りたいということで、面的なものについては、同じものをずっとかけるということではなくて、今、技術的にいろんなデザインもコンピュータでできますので、そういう形の中でイメージをしたもので、この50万円をうまく使った看板を設置したいというふうに思っておりますので、予算がたくさんあればいいわけですけども、できるだけ、この範囲で頑張ってみたいというふうに思います。

議長（井田義之） 小林議員、ひまわり号の看板のことはいいですね、答弁は。  
吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。確かにひまわり号にも営業用の広告、こういったものをつけていただいても結構かと思いますが、それには、いわゆる広告の条例ですね。それを整備する必要がございます。今のところ、それをつくっていないということでございます。つくる必要があるだろうというふうに思っておりますが、今のところまだ、つけさせてほしいというお話は全く聞いていないという状況でございます。しかし、そういったことも今後、検討していく必要があるだろうというふうに思っております。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 看板のほうにつきましては、やはり骨組みがしっかりしたものを、恒久的なものをひとつ、せっかくの機会でございますので、そういう方向でお願いしたいと思っております。それから、今、バスの看板のほうでございますが、民間から、そういう話がないようというようなお答えでございましたけれども、やはりこちらから呼びかけてされることによって、また、そういう形のことも開拓を十分できると思っておりますので、ぜひそういう前向きの方でご努力をいただきたいと、このようにお願いをしまして質問を終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。  
4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、一般会計の補正予算につきまして質問をしたいというふうに思います。最初に、林業の整備ということですけども、場所の確認をしておきたいと思うんですけども、どの場所が整備されるのでしょうか。商工観光課で出てたん違うか。

議長（井田義之） 杉上議員、できるだけページ数を言いながら質問をしていただくと、課長も答えやすいんじゃないかと思えます。

4 番（杉上忠義） 46ページですね、林道等整備事業、丹後縦貫林道リフレッシュ事業ですか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。補正予算46ページの林道等整備事業の中で丹後縦貫林道リフレッシュ事業負担金に800万円を計上させていただいております。これにつきましては、かねてから京都府において進めていただいております丹後縦貫林道の成相線の事業費が、このほど追加をされまして、それに伴います負担金を800万円を計上させていただいたということでございます。この事業は、事業費の10分の1を、その通る町のほうで負担をするということにな

っております。今回、事業費、成相線において8,000万円が追加になり、工事が行われるということに際しまして、その10分の1の800万円を計上させていただいたというところでございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 林業につきましては、よくわからないんですけれども、非常に重要だと思うので、質問をしておきたいと思います。昨日の読売新聞で造林事業の危機的状況ということで報じられたわけでございます。府と全市町が出資して1967年に設立した公社が非常に厳しい状況で、大変なことになっておるということでございますので、本町としては、どういう対応、認識でおられるか、聞いておきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。もう一つのご質問のご趣旨がわからないんですけれども、合併以後におきましても、これまでの公社、公団等にお世話になってきましたのが、国の組織機構改革等に伴いまして名称も組織も一変してきているというような状況はございます。ただ、当町において、それらの組織改革がまともに、もろに影響してきているというようなことは、現状としてはいいのではないかなというふうに思っているところでございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 山田知事は、こう述べられているんですね。府の公社についても半ば国策でつくられたと、国の責任を明らかにすべきだと、こういうふうに述べられているわけでございますけれども、かなり広範囲な面積が与謝野町に、山々があるわけでございますけれども、これは大変なことだというふうに思うんですけれども、もう一度確認しておきたいと思います。

議 長（井田義之） 杉上議員、質問の趣旨がわかりにくいそうですので、もう少し細かく質問してください。

補正予算のページ数を言いながら質問していただけると、ありがたいです。

杉上議員。

4 番（杉上忠義） 林業にかけて喫緊の重要課題だと思って質問をしたわけございまして、補正予算からかなり離れているかもわかりません。

議 長（井田義之） 離れた質問は、できるだけ避けてください。

4 番（杉上忠義） 今後の検討課題ということで、しておきます。

次は、変えてよろしいですか。がらっと変えます。よく検討しておいてください。

丹後地域における年末年始の観光施設の開館状況が出ているわけでございますけれども、これは指摘しておきたいと思うんですけれども、与謝野町立古墳公園に至りましては、年末年始全部休館になるわけですね。例えば、SL広場は無休でやられると、これはどういう取り組みになっておるんですか、古墳公園は。もう全くあきらめたと、観光施設としては、お尋ねしておきたいと思います。

議 長（井田義之） 杉上議員、何回も申し上げすけれども、補正予算の質疑をしておりますので、補正予算の質問から入っていただきたいと思います。補正予算に関係ないことについては今回、避けていただきたいと。

4 番（杉上忠義） ページ数、68ページ、古墳公園の管理運営事業でございます。

議 長（井田義之） ページ数を言いながら質問をしてください。

杉上議員。

4 番（杉上忠義） 一般会計補正予算のページ数、68ページ、古墳公園の管理運営事業に関してお尋ねしたいというふうに思います。

年末年始の観光施設の開館状況が公表されております。残念ながら与謝野町立古墳公園は年末年始すべて休みとなっているのでありますけれども、これは一体どういう状況ですか、ご説明をお願い申し上げたいと思います。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。年末年始については古墳公園は閉館ということでございます。

旧町時代から一時、開館をしたこともあるんですが、極端に入館者が少ないというような状況でございます。したがって、年末年始に関しては休館という取り扱いをさせていただいております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 比較いたしますと、加悦SL広場は無休ですね、年末年始無休と、観光施設としてとらえるのであるならば、やはり年末年始、ふるさとへ帰られた方も、見たい方もあると思うんですけども、こういった対応は一切ないのでしょうか。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。条例のほうでも年末年始については休館という形をとっておりますし、観光施設というんですか、取り扱いについても私どもは資料館という立場でさせていただいております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ぜひとも、この一覧表を教育委員会も見ていただきまして、条例云々あると思うんですけども、大変いかがな取り組みだというふうに私自身は思います。これだけ与謝野町の施設で取組状況が違うということは、全く観光、あるいは、こういう施設についてのネットワークが形成されていないというふうには思うわけでございます。

商工観光課として、ちょっと質問から外れますけれども、こういうネットワークの会議はないのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 古墳公園は町が管理いたします施設でございます。SL広場は民間の方が管理しておられますし、そうした点で町は条例をもって、その中で休日等も定めておりますので、そういう形をとらせていただいております。その辺はご理解いただきたいと思います。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 最後の質問になりますけれども、古墳公園の管理運営者とか、民間の方々とか、一堂に会する機会はないのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。観光協会レベルで、どういう形が今、整っているかということ、ちょっと細かくは申し上げられませんが、行政としてのネットワークにつきましては、

一応、公共の宿泊施設なり民間宿泊施設関係のネットワークは構築をしております、いろんな対応をさせていただいております。ただ、行政として各観光施設として位置づけられる施設関係のネットワークにつきましては、若干指定管理者レベルの連絡調整は行っておりますが、公共施設のところまで、直営で行っております施設までの連携会議は持っていません。これは非常に重要なことだというふうに思いますので、今後、調整課題として宿題としていただいております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 私が申し上げたいのは、内部的なことですね、条例云々とか、町の管理運営規定とか、外部の方から見たら、こういう一覧表が出るわけですけども、観光、あるいは町の運営の施設という区別はないわけですね。与謝野町の施設として、どう楽しむかを見られるわけです。そこで年末年始、全部休むということを、頑張って全部やろうと、これはいかがものかなというふうに私は思ったので、今、商工観光課の答弁にありましたように、もう少し全体で話し合う機会を持たれて、年末年始、与謝野町の観光として、どう取り組むかということが抜けているということを指摘しておきたいというふうに思います。ぜひ改善していただきたいと思います。

続きまして、全く変わらしまして、私の所管の文教厚生常任委員会の管轄でございますけれども、ちょっと時間がなかったので十分議論ができませんでしたので、お尋ねしておきたいというふうに思います。加工場の跡地、地域共生型福祉造成工事、補正予算として800万円計上されているところでございます。前回の、私の議会の質問でございまして、副町長は特に近隣住民に対しては丁寧な説明をしていくという答弁でございました。これに対しまして説明が開始されたのでしょうか、説明会は。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この加工場跡地の説明につきましては、加悦地域の方、また、加悦奥の地域の方を対象に旧加悦の町民会館におきまして、説明会を実施しております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 比較対照するようであれですけども、綾部市高津町に、こういった介護老人福祉施設が、仮称ですけども、建設されることになっております。総事業費が約12億5,000万円、そのうち府の補助金が3億9,175万円になっております。綾部市の補助金を含めると4億2,890万円になると、こういう予算化がされているわけでございますけれども、本町におきましての計画、今後の、どういうふうになっているのでしょうか、お尋ねしたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今回、実施する事業につきましては、4法人が、この同じ場所で事業を実施するということになっておりまして、現在、設計をやっている最中でございます。したがって、アウトラインの数字というのはお聞きしておりますけれども、今後、入札等がされるという関係がございまして、今のところは、その数字等については控えさせていただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 綾部市高津町に建設される特養につきましては80床、本町におきましては



60床というふうになっておりますけれども、予算規模としては、どのぐらいの差といたしますか、同じような予算化を予定されておるんですか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま申し上げましたように、この場所につきましては、4法人が事業を実施していただくということで、そういった綾部市さんで実施される分については、いろんな事業を1カ所で1法人が実施されるというようなスタイルになっております。今回につきましては、それぞれの4法人が、それぞれの事業分担で実施されるということになりますので、それぞれの事業を持たれるということでございます。

今、申し上げましたように、大体アウトラインの数字というのは、お聞きしておりますけれども、今、設計が最終設計に入っております、この中で設計金額等がはじかれておる最中ございまして、これにつきましては、今後、先ほど申し上げましたように入札等がございますので、今の段階では数字といたしますのは、入札等にも差しさわるというようなことがございますので、この金額については、今のところは申し上げられませんので、そのあたりご理解いただきたいと思っております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4番（杉上忠義） 一説には国の方針が小規模多機能の施設から雇用対策、不況対策で大規模の特養も前倒しで建設していこうというふうになったと聞いております。綾部市、与謝野町にも、こういった施設ができるわけでございますけれども、ここで問題なのは、雇用の問題に絡みまして、どういのでしょうか、看護師さんをはじめ人材の育成をきちんとしないと、これだの大規模の施設を管理運営していく体制が整うかという心配もするわけでございます。この辺の建設が進むと同時に人材育成も町の指導で始めていただきたいというふうに思っているところでございます。本町の取り組みはどういうふうになっているのでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、議員さんがおっしゃっていただきましたように、本当に施設ができて、そこを支える人員というのが本当に大切になっております。そういったことで与謝野町でも社会福祉協議会にお願いをしておりますけれども、まず、ヘルパーの研修というのを実施しております、平成20年度、21年度、22年度ということで宮津市、伊根町、与謝野町ということで1市2町でヘルパー研修を行っております、毎年度36名の方が、このヘルパー研修を受けていただいて、今年度につきましても、この研修がすべて終わって36名の方が誕生しております。この3年間だけでも100人を超えるヘルパーさんの養成をさせていただいたということでございます。

そしてまた、ケアプランを策定をいただいておりますケアマネジャーにつきましても、それぞれの事業所がケアマネジャーの研修を受けて、そして、ケアマネジャー資格を取得していただいているという状況でございます。そういったところでは、この大きな施設ができた段階でも、町としましても、できることをやっておりますし、また、事業所につきましても、それぞれ、この人材育成については頑張っておっていただいているということでございます。

議長（井田義之） 杉上議員。

4番（杉上忠義） イメージ、金額からいいますと、この加悦庁舎が13億円ぐらいで建設されたこ

とになっております。これだけ大きなものが加工場跡地に建設されるということでございます。先ほど、冒頭、述べましたように丁寧に丁寧に重ねまして、造成工事を始める場合はお願いしておきたいと思っております。

最後、戻りますけれども、近隣の住民に対する説明会等々のスケジュールを確認して、私の質問を終わりたいと思っております。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今後の住民説明のスケジュールにつきましては、先ほど言いましたように町が主体として実施させていただきましたのは11月の、ちょっと日にちはあれなんですけど、11月に行わせていただいたんですが、今後におきましては、その4法人のほうで設計が完成した段階、また、着工されるときには、そういった説明会をされるかなというように思っております。また、そのあたりについては町のほうからも一定、こんなものができたということでありましたら、この住民の方への広報チラシ等も含めてPRをしていただきたいというようなことはお願いをいたしております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ありがとうございます。最初の農林課に対する質問につきまして、造林事業破綻の危機、府、公社、収益配分見直し等々の読売新聞の報道につきまして、あるいは限界集落につきましての質問の仕方が不十分でございましたので、また、2回目の質問でさせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 先ほど申し上げておりました今後の住民への説明ということになりますけれども、今、この4事業所でチラシをつくっていただいております。来年1月1日の新聞折り込みの中で入れさせていただく予定ということをお聞きしております。大まかなレイアウトとしては、ここへゲラをいただいておりますが、この後、中身を少し整理されまして1月1日の新聞折り込みに入るというように思っておりますので、私も、これを見たいというように思っております。

4 番（杉上忠義） はい、ありがとうございます。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは補正予算（第4号）にかかりまして若干質問をさせていただきます。

まず、この22ページの一般管理費の報償費、いわゆるこれは弁護士さんへの謝礼、あるいは着手金というふうに聞いたわけですが、産建の委員会では説明があったかわかりません。私どもまで聞くということになっておりませんので、支障のない範囲で、これの経過について説明をお願いしたい。

議 長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 勢旗議員、ご質問の弁護士謝礼につきましては、下水道課発注の工事に関連いたしまして、必要となったものでございますので、私から説明をさせていただきます。

内容でございますが、平成21年度下水道課で発注いたしました下水道の面整備工事におきまして、与謝野町の契約の相手方であります元請と、その下請業者との間の下請契約にかかわります請負代金等請求事件にかかわりまして、元請と下請との間でも公正な契約が締結されるよう

配慮する義務が与謝野町にあったとしまして、下請業者から提訴されたものでございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） 通常、公共工事の場合、この契約適正化の促進に関する法律なり、その下請法があるわけですが、ここの関係で考えても、下請法は公正取引委員会が所管をされておるんですけども、発注者の側としては特に問題はないというふうに聞いておるんですが、そういう理解でよろしいか。

議 長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 勢旗議員がおっしゃいますように、発注いたしました当町側といたしましては、きちんとした書類を出して責任を果たしておりますので、そのように考えておりますが、これは司法の判断されることでございますので、町といたしましては、訴状を、中を分析いたしまして今後、争っていくというふうな対応になると思います。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） 非常に難しい部分があると思いますが、この下請法の関係につきまして、私は十分、我々も含めて勉強しておく必要があるのではないかなと、こういうふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは24ページの企画費の一般経費の中で、普通旅費ということで上げられておるわけですが、この大学との連携を今度、文部科学省の事業の中に、町も加わっていきたくと、こういうふうにお聞きをしたと思うんですが、もう少しこの部分をお願いできませんか。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。普通旅費の増ということで、追加をお願いいたしておりますが、これにつきましては、京都府北部地域大学連携の新たな取り組みということがございまして、京都府の説明会に出席する回数がふえたということでございまして、その経費を追加をお願いしているということでございます。

一応、京都府のほうの決まりでございまして、府北部地域大学連携機構、この設立を図っていくということでございます。北部の魅力と特性の持続的発展を地域とともに目指していくということでございます。この京都府北部地域の課題といたしましては、人口の減少、高齢化がございまして、それから耕作放棄地、鳥獣被害の拡大がございまして、美しい景観、地域文化の衰退、それからきずなの消滅、この社会の拡大、産業の衰退、雇用の減少など、いろんな課題がございまして、こういった課題に対して、地域を担う公共人材が固定化して、減少してきているという課題があるわけでございます。その取り組みということで、未来を担う人づくりを推進していくということでございます。

事業の内容といたしましては、地域と大学の連携組織のコーディネートということで、地域が抱える公共的政策課題と大学のシーズとのマッチング、地域と大学との共同提案作成のコーディネート、地域内の公共人材の体系的育成、学生や研究者の研究フィールドの提供ということでございまして、こういった内容で府北部地域大学連携組織機構を立ち上げていくと、こういうお話でございまして、これに、いわゆる説明会等がございまして、これらに出席をさせていただいておるという状況でございます。以上でございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 産・学・官の連携は、これまた、大きな課題といたしますか、我々も幾つか、そういうことをやっていった経験があるんですけども、ぜひ、ひとつこの部分は重要だという認識でいただきたいんですが、昨年の事業仕分けの中ではあまり評価されていなかったのではないかなど、私は思っているのですが、この大学との連携機構なるものに、町としては、どの部分を最も今、期待をしてといたしますか、あるいは、こういう部分で町としては考えておると、そのことがありましたらお願いします。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。事業仕分けで、もちろんこの事業については国の補助があるわけでございますけれども、事業仕分けでは大変不評だったという話は聞いております。しかし、それはそれといたしまして、つくっていかう、やっていかうという姿勢でございます。そこで何を大学との連携で期待するかということでございますが、地域の振興だとか、産業振興だとか、そういった基本理念を論じるんでは、これはなかなか進まないだろうと。じゃあ産業振興で与謝野町に、こういう事業があると、この事業の中で、こういう特産品をつくらうと思うんだけど、この特産品のつくり方ですとか、PRの方法だとか、そういう具体論、そういう具体論を、いわゆる生かしていくといたしますか、そういったところまでいかんと、上滑りに終わるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、現実の話をどうしていくかということから入っていくのがいいのではないかと、私は思っております。以上でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 再三、私もそのように思っておりますし、ぜひ、そういった方向に進みますように、ひとつ努力をお願いをしたいと思っております。

次に、30ページの、先ほどもございましたが、地域共生型の福祉施設の造成工事につきまして、お伺いをしたいと思っております。この造成工事の概要と申しますか、どういう内訳になっておるのか、わかっておりましたらお願いします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、議員さんご質問の造成工事の概要でございます。この加工場跡地についての造成事業ということで、基本的には今の土地をならしますと、かなり道路面からいいますと高くなります。そういったことで土砂を削って搬出をします。そういった工事概要でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 私も、このことは全く、造成工事ということしか頭になかったんですが、私のところへ、ちょっとお知らせをいただいておりますのは、どうも勾配が少しつくらしいと、こういうお話を聞いたんですけども、その面整備、どういう方法でやられるかわかりませんが、その勾配のつくということについて疑問をお持ちの方がございまして、ひとつそのところ課長、わかっておりましたらお願いいたします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この加工場跡地につきましては、大変広い土地で7,600平米ぐらいの土地がございまして。そういったことで水の排水等を考えますと、やはり少し傾斜をつけなければならぬということがございまして。したがって、加悦奥のほう側から加悦の東側に向けまして1メ

ートルに2センチぐらいの傾斜がつくということで、排水がスムーズにいくようにということで、若干の傾斜がつくということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私は3%程度かなと、こう思ったんですが、2%ということでお聞きをいたしました。大変ですけれども、前進をさせていただきたいと、このように思っております。

次に、32ページ、放課後児童健全育成事業、これにつきまして、今回、社会福祉協議会の委託料ということで出ているんですが、現在の町内の学童保育の状況ですね、これをまず、お願いをしたいと思っておりますのと。それから、おおむね10歳未満と、こういうふうに理解しておったんですが、現状はどのようになっていますか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 現在の学童事業の状況でございます。状況から申し上げますと旧加悦地域については、三つの小学校がございますけれども、通常は加悦地域、桑飼地域で実施しておりまして、与謝校区につきましては、対象の児童が少ないということでございますので、必要な方については加悦まで送迎して開催をしているという状況でございます。

野田川地域につきましては、それぞれ校区5カ所で実施をいたしております。そういったことで現在では7カ所で実施しているという状況でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そうしますと、私の頭の中ではトータルで150名ぐらいかなと、こういうふうに今、思っているんですが、この社会福祉協議会、旧野田川町の部分は社会福祉協議会への以前からの委託があったように思っておりますが、今回、この金額に見合う、対応する人員というのは、これは何名というふうに理解したらよろしいか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） その人員なんですけど、今回、補正させていただきました要因といたしますが、今、議員さんもお指摘いただきましたように、平成21年度までについては旧加悦地域につきましては、町が直営、それから、旧野田川地域については社会福祉協議会のほうに委託をしておりました。それが平成22年度からは社会福祉協議会のほうに、加悦地域も野田川地域もすべて社会福祉協議会のほうでお世話になるということでございます。そのときに単価の関係がございまして、この町が直営で実施しておりました段階では、この委託しております賃金との格差がございました。そういったことで今回、22年度にすべて委託させてもらったときに、賃金格差の是正ということで、今回、補正をさせていただいております。

ちなみに主任と、それから補佐とございますけれども、主任の場合は、今まで1時間当たり900円だったんですが、これが950円に、社協さんのほうも上げてもらっておりますし、また、補佐の方につきましては850円だったものが、900円にアップをさせていただいていると、このような状況から、今回、不足分についてを補正させていただいております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） ちょっとトータルの人員を聞き漏らしたんですけれども、私は、この部分が非常に今、それぞれの家庭でも重要な部分になっておりまして、ぜひ社会福祉協議会の中でも一つの

核になる部分の事業になるのではないかなと、このように思っておるわけですが、ぜひ女の人が働きやすいような部分というのは、物すごく、この部分にかかってくると思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、議長にちょっとお願いですんですが、予算とはちょっと離れますけれども、1点だけで、商工観光課長に質問をさせていただきます。せんだって、産業建設常任委員会の中では、いわゆる美心与謝野の登録商標にかかわりまして、その説明がされたやに聞いておるんで、この利用規程につきまして、現在、商工会が、このちりめん街道というネーミングを、商標登録をされておりまして、これの利用料が3,000円というふうに聞いておるんですが、この利用規程を読みますと、特に金額的なことは、進めていないんですけれども、このあたりのことはどういうふうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。この機会でございますので、ご質問に上乘せをさせていただきますが、皆さんご承知のとおり与謝野町の観光振興ビジョンをつくりまして、そのイメージキャラクター的なところで晶子・鉄幹のイラストを、いろんなところに利用させていただくということで、事を進めております。そういった中で、実は堺のほうからも、ぜひともこのイラストが使いとかいうようなことがございまして、やはり町の、せつかくイメージアップを図るための一つのツールとして大切にしていきたいというためには、やはり商標登録をいたしまして、町として自由に使っていただくという、最低のルールをつくりたいということで、この取り組みを行ったものでございます。

実は、観光協会、町が直接、登録ができませんものですから、観光協会との調整の中で、観光協会に名前を借りまして登録が11月にできたところでございます。それを受けまして、こうして町内の企業さん等々が使っていただくために、この規定をつくりまして、来春といいますか、1月に入りましたら、この地域全体に情報開示をいたしまして、それをもとに、自由に使っていただくということでございます。

事務局、許可は町のほうで、商工観光課のほうで、理事者の判断も含めながら決定をし、使っていただくと、広義の解釈をしております、広く使っていただくことによって、このイメージキャラクターが町のイメージを上げるもんだというふうな思っておりますので、そういうふうに使っていただくことをPRしていきたいと思っておりますし、今ご質問の料金につきましては、一定、登録料は要りますけれども、私どもとしましては、規定には無償で一定のルールを、規定どおりのルールの中でいろんな形で使っていただくという趣旨でもって無料という、ご指摘どおりでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 無償ということで、大いに、ここまで進めていただいたんですから、町の大きな看板になるようお願いをしたいと思っておりますが、もう一つお尋ねしますのは、いわゆる今回の場合、第35類で登録をされてますね。35類、これ書いて35類、この裏の目的の部分から見ますと、非常に優良産品を中心にして使っていくんだということがありますが、35類でいきますと、もっと広範なものに使えるのではないかなというふうな思いますが、そのところは課長、どうですか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） その趣旨のとおりでございまして、優良產品のみで当初は使っていくという考え方を持っていましたけれども、先ほど申し上げましたように、広くいろんな方に使っていただきまして、町全体が、このキャラクターといいますか、イメージを持って統一化がしていきたい。醸成が図りたいということでございますので、例えば、既にもう公共的には使っておりますが、料飲組合さんのほうにお願いしております国民文化祭のプレにかかわります弁当のかけ紙とか、それから、例えば今後、予想されますのは各商店さんなり、土産物屋さんも含めてですが、町内の事業所が、例えば包装紙に使うとかいうような、いろんな使い方があろうかというふうに思います。それはそれぞれ事業所の皆さんの知恵といいますか、アイデアで使っていただくと、その内容を見せていただきましてオーケーという形で申請を受けていきたいというふうに思っています。

議長（井田義之） まだ、ありますか。

勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） 課長、そういうことで、私は、この利用規程を越えて利用が広がると、あるいは広がらせなければならないと、こういうふうに思っておりますので、ご奮闘をお願いをしておきたいと思っております。それでは終わります。

議長（井田義之） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩をします。

（休憩 午後 0時01分）

（再開 午後 1時30分）

議長（井田義之） それでは、休憩を閉じ本会議を再開し、一般会計補正予算（第4号）を議題としたいと思いますが、その前に勢旗議員への答弁で、福祉課長のほうから発言の申し出がありますので、これを許可します。

佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 先ほどの勢旗議員さんからのご質問の中で、一部答弁ができていない部分がありましたので、報告をさせていただきたいというふうに思います。

内容的には、学童の児童数と、それと、そこでの指導員数ということで理解をしておりますけれども、11月現在で、学童を利用している子供さんにつきましては、実績で107名の方が11月には利用をいただいております。このときの指導員は16名でございます。

一番多い、学童利用が多いのが夏休みでございまして、ことしの8月の利用につきましては185名の方に利用いただいて、そのときには指導員さんも22名体制で指導をいただいております。学童の総登録者数につきましては、224名の登録をいただいております。以上です。

議長（井田義之） これで、勢旗議員の質問を終わります。

ほかにありませんか。

7番、伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） それでは、一般会計4号補正について質問をさせていただきたいと思っております。今回も、ご承知のように2,000万円の住宅改修助成制度の追加ということで、合計が1億円になるという大変大きな規模でございます。そこで、私は今回お尋ねしたい点は幾つか分かりますが、この住宅改修に限って、ちょっと分析的にどうなのかというあたりをちょっとお尋ねし

たいと思っています。

まず、第1点は、初めに課長にお伺いしたいと思っています。同制度の、いわゆる住民の反応と申しますか、状況について、どういう反応なのかがあるのかという点をお伺いできたらと思っています。

議長 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。まず最初に、受付件数でございます。

12月8日現在で415件の申請が上がっております。個別に報告をさせていただきますと、下水道の接続工事が132件、それから、屋根工事が60件、外壁工事が15件、オール電化が42件、エコキュートが26件、新築工事が13件、その他改修工事で127件でございます。それを含めると415件でございます。これに伴います対象工事費でございますけれども、10億5,950万6,969円でございます。これに対します補助金が6,516万9,000円、今、予定となっております。今、お尋ねの、町民の皆さんにどういうふうなことがあるかということでございまして、大体、一月に50件ぐらい申請がございまして、そういうふうな中で、今8カ月が経過しまして415件というふうな数字になってございまして、平成21年度分も合わせますと、工事費だけで20億7,411万3,000円というふうな数字になってございまして、平成21年度が451件というふうな数字でございましたので、まだまだ22年度につきましては、ふえてくるのではないかとというふうに予測をさせていただいております。

議長 長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 概要が、初めに受注状況と申しますか、申し込みの件数が出されたんで、かなり後はちょっとそれをもとにお尋ねしていきたいと思うんですが、まず、第1点目質問をしたのは、住民の反応はどうかというあたりで、私自身もたくさんは聞けてなくて、幾つかの方から、いろいろと聞いてますと共通して、改修をしなければならぬと思っていたところが、なかなかできんかったと、今回、業者に教えてもらい、ここが一つのあれだ思うんですね、業者に教えてもらって住宅改修制度というものを知ったと、この機会に改修しておこうと思いついたんだと、本当に助かった。よい制度をつくってもらってありがたいと、こういうふうに、非常に与謝野町役場に対しても評価されてますし、大変自分自身も喜んでいるということです。この方がもう一つ言っている、共通して言ってる、私自身が会話の中で引き出したというか、なんですけれども、彼らは、利用された方は、カーテンや家具、いろんなものを、そういう日用品雑貨も含めて、非常に買いかえるということを、新しく家をしたわけですから、当然、そういうことになるんですけども、改めて住宅関連の消費が広がっているのではないかとというふうにも実感をしているところです。

2点目の質問ですが、同制度を受注した業者の状況と申しますか、件数についてわかっておられれば、お伺いしたいというふうに思っています。反応がわかれば。

議長 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

当初、商工会のほうに登録してある業者さんの数というのが200を超えていたというふうに記憶をさせていただいてございまして、現在144の業者さんのほうが、この制度をご利用いただ



いておるといふような状況でございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、課長に答弁があったように、210件の対象業者があると、そのうち144の業者がかかわっているということですから、ほぼ7割、69%の業者が、直接この事業にかかわっています。加えて、あの世界、いわゆる大工さんや建築業者の世界は手間出しといいますかね、お手伝いですね、連れの知ってる人のお手伝い、これを入れますと、かなり私はかかわっておる業者、町内業者は多いというふうに思っています。ですから、私の直観ですが、これは7割ぐらいでなくて、8割、9割になるんじゃないかというふうに思っています。それはそうなんです、私、大きな貢献をしてるという点ですが、セールスポイントで、この制度を活用して仕事を回っているんです、受注に。ここは非常にすごい業者の意欲性を引き出しているんじゃないかというふうに思っています、これは非常におもしろい現象だなというふうに思っています。町のほかの、町外の業者は、大工さんは、私にこう言ってました。与謝野町では仕事はあってええと、うちの町も住宅改修制度をつくってほしいと、こう言って語っていました。

次に、3点目の質問です。3点目の質問というのは、さっき答弁が、課長が全部されたんで、ちょっとリズムがくるっていますけれども、課長が今、言いましたように、1年8カ月の間に866件、その額が20億円を超すと、事業総額が、1億3,000万円を超す補助金をつけているんですが、15倍を超す効果になります。

先ほど、866件の話が出ましたが、1業者当たりで割りますと210件の業者ですよ、かかわってない人も含めて、平均的にいうと1業者が4件以上の受注が、町内でふえたということになりますね。866件ですから。これはすごいことだと、ほかの町にはないことだというふうに思っています。それと、今、言ったように20億円の消費が、1年8カ月で出たわけですから、すごい大きな消費を生み出したというふうに思うんです。そこで、所管といいますか、地域経済に担当されている、また、業者のもうりをされている商工観光課長にお伺いしたいと思っています。この1年8カ月で、これほど大きな効果があったわけですが、どのように分析されているか、お伺いしたいと思っています。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。商工会の役員さん方とのいろんな情報交換会だとか意見交換会等でも、この話は出ておりまして、非常に、この経済効果、いわゆる内需拡大が図られていると、簡単に言えば、そういう意見でございます。若干、偏り部分もあるんじゃないかなというふうな懸念もされますけれども、トータル的な話としましては、この制度につきましては、非常に前向きな制度であると。商工会としましては、引き続き商品券事業との、タイアップといいますか、そのあたりも含めまして、ますますその内需拡大にかかるような地域経済の、総合計画で言います循環型の経済をどうはかっていくかというところが目に見えてきたので、そういう施策をどんどん打っていくことが今、必要であるというような意見交換もさせていただいているところでございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ありがとうございます。

次に4点目の質問に入りたいと思っています。これは、町側も気にしてたところですが、下水

事業にどれほど貢献しているのかという点です。

私は、先ほど建設課長が答弁したのは、どれか1点に絞って、この仕事を工事するという申請のやり方をしているんですね、今。しかし、2点目、3点目。第2点、第3点、裏に、関連がやっている場合があります、これは下水課の担当の職員の皆さんにご協力いただいて調べてもらいました。下水をどれほどしているかというところです。

課長は、その数字をつかんでおられると思うので、ぜひ説明を願いたいと思います。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

建設課で先ほど報告いたしました数字と、私のほうでつかんでおります数字とは若干異なります。といいますのは、先ほど伊藤議員がおっしゃいましたように、下水道といたしましては、下水の接続工事が含まれているものはすべてカウントをするということでカウントしておりますので、若干変わってきます。そういう観点で報告させていただきますと、今年度の11月末ですが、11月末現在で、町への住宅改修の申請が406件でございます。そのうち下水道の接続にかかわります件数が153件でございます。これは全体の37.7%が下水道の接続に絡んだものが含まれておるという件数でございます。

この153件の、さらに詳細な内訳でございますが、下水道の水洗化改修といいますか、接続工事で3年以内に接続されました方が66件、3年を経過して接続されました方が72件でございます。それ以外に、新築の場合は必ず水洗便所にしていただく必要がございますので、新築の場合が13件でございます。それらの下水道に加えまして、浄化槽普及促進区域での、浄化槽によります水洗化工事、これにかかわりますものが2件でございます。

それで、先ほどから出てます下水道としての分析の件でございますが、若干分析したものがございまして、報告をさせていただきます。この制度が始まりました、申請の受け付けが始まりましたのが、平成21年8月からでございます。その1年前、平成20年7月現在での、平成20年の下水道の接続の申請の件数が20年7月で130件ございました。その年度累計でございますが130件ございまして、それが年度末に262件となったものでございまして、それに対しまして、平成21年度の住宅改修の、この受け付けが始まります前の7月現在で、その申請件数が111件ございました。1年前が130件で、住宅改修の始まる直前が111件でございますので、21年度は若干減少傾向に、下水の接続申請は減少傾向にあったというふうな状況の中で、8月から住宅改修が、受け付けが始まりました、その年度末現在で接続申請の件数が268件ございましたので、1年前の平成20年度の接続累計が262件に対しまして、平成21年度は268件でございますので、7月の時点で減少傾向であったものが、この制度が始まりました申請の受け付けが行われまして、年度末に何とか盛り返して、減らずに維持できたというふうなことが、前から言うてますけれども、大体、そういう分析で間違いなからうかなというふうなことを考えております。

平成22年度でございますが、平成22年度につきましては7月現在で、年度累計が129件でございます。2年前の平成20年7月が130件でございますので、大体、同程度の水準を維持しておるということでございます。11月末現在でございますが、2年前の20年11月が215件ございまして、それに対しまして、今年度の年度累計が11月で217件ござい

すので、この11月末におきましても同程度の接続申請の件数を維持しておるといふうなことで、下水道に対します効果といたしましては、この昨今の経済情勢の中、接続申請がなかなか伸びていかないという状況におきまして、この制度が始まったことによりまして、同程度の申請件数が維持できておるといふうなことでの効果があつたといふうなことで、下水道課といたしましては分析しておるところでございます。以上でございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ありがとうございます。丁寧な答弁をいただき。私がつかんでいる、ほぼ間違いないと思うんですけども、数字も、3分の1以上が下水道事業に、この制度ですよ、この制度のうち3分の1以上がなっていると。私がつかんでいるのは33.8%が、今、同制度の利用件数のうち33.8%が下水道事業に貢献しているといふうに思っています。これはこれぐらいにして、ほかの点でもう1点伺いしておきます。

建設課長にお伺いします。この間、問い合わせや視察が相次いでいるといふうに聞いていますが、この点はいかがですか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいといふうに思います。確かに、今、他府県の市町村のほうから問い合わせなり、それから視察が見えております。また、民商のほうからも、そういうふうな、何件あるんだといふうな問い合わせがございます。また、京都府のほうからも、この住宅改修の助成制度につきま、いわゆる現在の実数について教えてくれといふうな問い合わせがあるようでございます。

平成23年度からは京都府下の市町村におかれましても、この制度を導入されるといふうなことを聞かせていただいております。例えば木津川市さんだとか、城陽市さんだとか、そういった市町村のほうで、この制度を導入されるといふうに聞かせていただいております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、答弁いただきましたのであれですが、私がつかんでいるんでは、京都府が定期的に今の取り組みの到達状況を問い合わせているということですし、また、私自身が、議長からもお許しを得て、徳島県の市議員さんが来られて、そのときの説明でもありましたし、それからまた、京都の業者団体、いわゆる建築関係、建設関係の労働組合も少なくない問い合わせをしているようです。私個人も、これは参加した京都の集まりでしたんですが、住宅利用も考えるシンポジウムの中で、もちろん私、説明をさせていただいたんですが、この関係の集会の中で京都府電機商業組合、京都府板金工業組合、全国豊産業振興会、それから、京都府管工事工業協同組合、とび職の組合、こうした関係者だけでなく、大学で研究をしている教授の研究グループも非常に注目しているという話でした。

時間がありませんからあれしますが、とにかく非常に、この人らは、全部ではないんですが、ある方は言っていました。感想を述べてましたんですが、全国で非常にトップクラスの制度の利用状況でないかと、非常に使い安いということで、非常に関心を語っておられました。それから、非常に経済情勢が、今、議会の中でも出ているように厳しい中で、住宅改修助成制度は、こうした非常に重要な施策であるとともに、先ほども話ありましたが、地域循環型の象徴的な施策だと、しかも住民には大変喜ばれると、こういう点で、これからの新しい施策として注目を浴びており、

今、全国的にもいろんな取り組みが、そういう取り組みをされています。

ここで町長に伺っておきたいと思っています。現時点の町長の、この事業に対するお考えをお聞かせ願えたらと思っています。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 旧加悦町時代に取り組みられた、非常に、災害時の後だったと思いますけれども、そうした事業が、この議会でも議員の皆さん方から、また町民の皆さんの中からも、こうした制度をというお話の中で、十分ご議論いただいて、町としては取り組ませていただきました。そういった経過を踏まえて考えますと、本当にこういった厳しい状況の中で、町としても循環型の、いろんな産業もですけれども、経済を町の中で生み出していくという意味では、非常に的を射たタイミングのよい、また町の施策を推進していく上でも非常に大きな力になってくれた、本当によい施策だったというふうに思います。

先ほど、木津川市の話も出ておりましたけれども、市長や町長の中でも、そうしたことに非常に関心を寄せられて、お出会いするときに、そうした内容について教えてほしいというふうなこともございまして、担当課のほうからいろいろと問い合わせに対しても、させていただいたという経過がございます。そうした意味でも、全国的にも、こうした非常に進んだ取り組みが評価されていることを非常に、私自身も誇りに思いますし、そして、その効果が思った以上に上がっているということについても非常にうれしく思っているところです。

議 長（井田義之） これで伊藤議員の質問を終わります。

ほかに質問ありませんか。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、一般会計4号補正について、若干質問をさせていただきます。

これは8ページ、繰越明許費、リフレかやの里の管理運営事業として8,157万5,000円が繰り越しをされております。提案説明では、改修の具体的なものが定まっていなと、このような説明であったらというふうに思いますが、いま一度、繰越明許になった理由をお聞かせをいただきたい。これは企画財政ですか、農林ですか。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。今回の第4号の補正で、リフレかやの里管理運営事業について8,157万5,000円の繰越明許費を計上させていただいております。この金額の内訳としましては、工事請負費が8,000万円と、それから施工管理委託料が157万5,000円ということでございます。

現在、発注に向けました設計作業を進めておりますけれども、工事の完了は平成23年度になりますので、今回、繰越明許を計上させていただいたものでございます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 工事費が8,000万円、管理委託料が157万5,000円ということで、工事は全く手つかずで繰り越しがされておるわけです。会計年度の独立の原則からいくと、これ繰越明許というのは、これは特例として認められておるわけですね。ですから、歳入歳出予算に計上した際には、当該年度に事業が完成を予定したものであると、これが私は基本だろうというふうに思っています。少なくとも、今回の、このリフレかやの里の事業は前の9月の定例会で、そ

の改修の内容が示され、具体的な内容がされて、そして計上されたものです。しかも、これが手つかずで繰り越しをされておるということについては、これは無計画であったと、いわゆるずさんさが浮き彫りになったのではないかなというふうに思いますけれども、この点いかがですか。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。9月の定例会の議論の際に、9月には条例改正の議案と、それから指定管理者を指定する議案、並びにその関連予算というものを上げさせていただきまして、ともにご承認をいただいたということでございます。その予算の中身、それから、指定管理者を指定する理由なり、それから、条例の改正なりは、事細かにご説明を申し上げたかというふうに思っておりますけれども、同時にリフレの施設の調査、並びに設計業務、これらのかかる予算についてもご提案を申し上げ、それらを経て工事を発注していきたいというご説明をさせていただいたかというふうに思っております

現在、設計作業を進めておりますけれども、これの完成の後に発注事務に移らせていただく予定にいたしております。工事の発注につきましては、来年の3月を予定しております。9月の時点では、なかなかそういった細かなスケジュールまでは申し上げておりませんでしたけれども、来年の10月オープンということについては、それに向けて努力をしていきたいということをお願いしてまいりまして、そのことについては、何とか努力をして、その約束を履行していきたいというふうに考えておりますけれども、その後の調査なり設計なり、工事の発注業務等を細かにスケジュールに起こしてみまして、今、申し上げましたような予定をさせていただいております。9月の時点で、そういったところまで見通しをもってご説明ができ得なかったことにつきましては、深くおわびを申し上げたいと思います。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 少なくとも9月の時点で、かなりリフレかやの里の内容について、詳細に整備内容が示されて、この議会で論議をした末、議決したわけですね。浪江設計事務所が、浪江建築事務所ですか、中に入られて詳しく精査された中で計画されて、こういう本会議で補正予算として上がったわけです。それを3月末までに何もせずに、工事が半分でも済んでおるんなら、私は何も言いませんよ。ただ手つかずでいかれるということについては、私は計画がいかがだったものかなというふうに、でたらめだというふうに言わざるを得ないというふうに思うんですけれども、副町長どうですか、これ。

副町長、リフレかやの里は副町長が割合、責任を持ってやっておられますので、副町長の、いわゆる最高責任者としての、最高責任者というんですか、責任者としてのその考え方を聞かせてください。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど、農林課長が申し上げましたように、全く、今年度、手をこまねいて時の経過を待つということではなくて、今、調査設計中ですので、3月には発注をできるようにしたいというふうに課長が申し上げておりましたけれども、粛々と設計事務所のほうで今、お世話になっているというふうに認識をいたしております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） やっぱり少なくとも補正予算で上がっておる。6カ月間の期間があるわけですか

ら、会計年度の原則からして、やはりこれは会計年度である程度、これは完了するというところで、私は予算計上されたと思うんですよ。

例えば、昨年度の生臨交ですか、公臨交だとか、あるいはきめ臨交だとか、こういうふうな、急に出てくるような交付金での、いわゆる事業というのは、なかなか難しいことはありますけれども、こういうリフレかやの里の問題については、私はわかっているわけですから、整備内容も。これを放置するということについては、私はこれは議会についての、私は失礼と申しますか、軽視したのではないかというふうに、私は考えざるを得ません。

したがいまして、やっぱりもっとスピード感を持って、決定されたものについては、もっとスピード感を持って、やっぱり実施に移していただきたいと、このように私は思うんですけども、いかがでしょう。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。確かにこの予算につきましては、9月の議会で補正計上をさせていただきました。それまでに浪江建築さんにも一定見ていただきまして、基本的な骨格というものはできておったかわかりませんが、それに基づきました実施設計というものは、これは、まだできていないというわけでございます。ですから、その実施の設計をするということについても、これはかなり時間がかかるというふうに思っております。

それから、繰り越しをいつするかという問題もありますけれども、来年10月のオープンを目指しております。その中で年度内に、来年3月ということでございますけれども、年度内に、これを契約したいということでございますので、予算としては全額は要するというところでございます。予算が全額なければ今年度契約できないということになります。その中で工期が足りないわけでございますので、繰り越しをさせていただくということでございますので、決しておざなりにしているというわけではなしに、年度内着工を目指して、今、粛々と進めているということでご理解がいただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） そうしますと、やっぱり初めから、それは継続と、繰越明許と、これはなるということは、これはわかっておって予算計上をされたんですか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。そういうこともあり得るということは考えておりました。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 私は、納得はできませんけれども、いわゆるもっとスピード感を持って、やっぱりできるものは少しでも早くしていただく、そうしないと来年の10月でも、私は危ないんじゃないかなという気がしてなりません。この辺については、もっともっとやっぱり緊張感といいますか、そういったものも含めて、スピード感を持って、やっぱり施策の実行には当たっていただきたいと、このように思います。

それから、ついだというたらおかしいんですけども、ここへきてリフレかやの里の位置づけについて、多少の疑義が私自身に生じたので、確認も含めまして質問をさせていただきたいというふうに思います。これまでのリフレかやの里の位置づけにつきましては、一般質問なり質

疑の中で、福祉の施設としての位置づけではないかと、私が質問したのに対して、町長及び副町長は、それは違ふと、これはやはり農林の施設であって、福祉の町構想の、いわゆる拠点施設でもないし、福祉の施設でもない。ただ、福祉法人に、この運営をゆだねておると、こういうふうに私は聞いておるんですけども、それで間違いないでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりでございます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） このビラを見られましたでしょうか。与謝野町食と健康の拠点施設と、この募集要項です。これによりますと、食と健康の施設の拠点は、障害者自立支援法に基づく就労継続の事業というふうに、これうたってあるわけです。これ福祉施設じゃないでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういう事業にのって雇用をするということであって、あそこで、それらの活動のすべてをやっていくというものではございませんので、そうした事業にのった中で、障害のある人が雇用をされる、全員ではないですし、そうした方も雇用していただける、そういう有利な事業にのっかってやっっていくということですので、あそこですべて福祉の、そうした活動が行われるというふうなものではないというふうに思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 多分、そういう答弁をされるだろうというふうに思いましたけれども、これが出ると非常に誤解を招くんですよ、これ。私も複数の方から、リフレかやの里は、いつ福祉の施設になったんですかと、町民の方に聞かれて、私、困ったんですけども、そうではないんですよと、あれはよさのうみ福祉会さんが運営されるだけであって、そうではないですよと言ったんですけども、このビラが出たら、これは福祉施設だというふうに思われる町民の方はたくさんおられるわけです。ですから、町は認識されておる、この位置づけと、位置づけの認識と、よさのうみ福祉会が認識されておる意識づけは違うわけです。こちら辺は、やっぱり統一していただかんと、町民に誤解を招くような、こんな広告を出されると困るわけです。どうですか、この辺は。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私自身は、福祉会の認識と町の認識は一緒であるというふうに思っております。それを受けとめられた方がどういうふうな思いになられるかについてはですけども、そういった事業にのっかって、ここを運営していくんですよという、一つのきちっとした中身を紹介されることで、何ら私自身は問題はないというふうに思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） やっぱりこれ、与謝野町の食と健康の拠点施設として、この下に、そういうこれは事業ですというふうに書いてあるわけです、これ。はっきり書いてあるわけです。これ下にリフレかやの里としてあるわけですよ。しかもこれ従業員募集ではないんですよ。利用者募集なんです、これは。ですから、私は、これは食と健康の拠点、リフレかやの里の従業員募集で、資格は、障害のある方というふうに書かれておったら、私は何も言いませんよ。だけど、この書き方は、あくまでも、いわゆる福祉法に基づく、自立支援法に基づく利用者の募集というふうに、私はとらざるを得ないと、私は、そういうふうを感じるんですが、私の考え方は間違っておるで

しょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと私も、今、手元に、そのビラを、募集要項を持っていないんですけども、受けとめ方は、従業員を募集されているんであって、その利用者を募集ということではないというふうに受けとめて。

1 4 番（糸井満雄） 利用者募集ですよ、これは。

町 長（太田貴美） この中で接客業や、そうしたものに当たられる方を募集しているわけでしょう。だというふうに私、理解しておりますけれども。ちょっと答弁になったかどうかわかりませんが、はい。

ここには明確に、障害のある方で下記の業務をついてみたいと思われる方は、ぜひご応募くださいということですから、おっしゃるとおり障害を持った方で、ここで働きたいという方は、ぜひご応募くださいということになっております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） これはあくまでも、やっぱりよさのうみ福祉会が事業者ということで、いわゆるこのA型、B型、就労継続A型、B型の利用者を募集しておる、これは広告なんですよ。従業員ではないんです、これね。従業員になると思いますけれども、そういう私は書き方だろうというふうに思います。非常に誤解を招くおそれのある、私はチラシではないかなというふうに思います。ですから、よさのうみ福祉会さんと町との、やっぱり意識統一をきちっと図っていただくように、これはやっぱりしていただくかと困るわけなんで、再度、その辺について、きちっとやっていただきたいと、このように思うんですけども、いかがですか。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 町長の答弁の前に、経過につきまして、私のほうからも申し上げておきたいと思えます。この折り込みにつきましては、12月8日の日に各紙に折り込みとして入ったということでございます。福祉会のほうからは、事前に、これを農林課のほうに見せていただきまして、農林課、私どもも確認の上で折り込みが入ったということでございます。

私ども、これを最初に見させていただきまして、町の思いと違うというところはございませんでしたので、了解を出して募集をされたということだというふうに思っております。

利用者募集という大きな見出しの中で記載されておりますけれども、障害のある方が応募されるわけですので、それらの方から見て、わかりやすい表現を、このように使われたというふうに認識しております。このところが非常にまずいということは私も感じはいたしませんでしたので、このまま了解をして出されたと、経過だけは申し上げておきたいと思えます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今、農林課長から、これはもう何も問題ないというふうに言われましたけれども、私はおかしい、農林課長たるものが、私は自立支援法に基づく事業だというふうにして書いてあるので、これはもちろん問題ないというふうに私、言われる。また、利用者募集も問題ないというふうに言われるについては、私は非常に違和感を感じております。ですから、私は、もうこの辺は、やっぱりもう少しきちんと、はっきりしていただきたいと思うんですけども、いかがですか。もう一度お尋ねします。



議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 感覚というか、認識のギャップが、なかなか埋まらないようでありますけれども、私も我が家で新聞を取っておりますので、このチラシは見た覚えがございます。一般の方が誤解を抱かれるような記述ではないと思うんですが、あくまでも障害のある方を募集をされるわけなんで、そういった方にとっては、これで十分わかりやすいチラシだというふうに思います。

私ごとですが、チラシが入ったときに、確かに我が家でも、この話が出ましたけれども、障害のある方をこれで募集をしてるんだなということは、家族の中でも理解がありましたので、私は一般の方が、これを、このチラシをごらんになって、あそこは農林施設じゃなくて、障害者の施設、福祉の施設といったような誤解を与えるようなチラシではないというふうに、私は受けとめました。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 認識の違いといえば、それまででございますけれども、私は少なくとも町民の方からそういうふうに聞いておるわけですし、今までの町長やら副町長の答弁からすると、若干、私は違和感を感じざるを得ないというふうに思います。時間がありませんので、終わります。

また、あと申し上げたいこともありますけれども、5号補正の中で申し上げたいと思います。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、商工観光課長に質問いたします。

48ページの消費生活の推進事業ということで42万円が計上されています。説明では、啓発のための商品を予定しているということだったというふうに思います。消費生活というのは、大変幅が広い内容が含まれているというふうに思います。特にこの間ですと、いろんな、買った場合の問題が起きたときとかも含めて対応されているのが、この消費生活の事業だろうと思います。そういう幅広い中で、今回、特に、この啓発を予定されているのはどの部門を対象にした啓発を予定されているのか、まずお聞きをいたします。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。48ページに計上させていただいております消費生活推進事業の42万円でございますけれども、大きくは、この消耗費の中に啓発グッズということで、2種類の啓発グッズを購入したいということで上げさせていただきました。

一つは、一般向けのPRグッズということでございます。それから、もう一つは来年でございませけれども、新成人に向けての啓発、冊子を購入したいというふうに考えております。この消費生活推進事業につきましては、商工観光課のほうで、いわゆる契約法に基づくいろんなトラブルを解消していくという事業を担っております。

それから、最近、多重債務とか、そういう関係につきましては住民環境課のほうでやっております、その辺の連携も含めながら事業を推進しているところでございますけれども、今回の場合は、一般啓発グッズと、それから新成人の皆さんに、こういうトラブルのないようにということで、いろんな事例も含めまして、冊子を購入したいというふうに考えておまして、そのあたりで若年層にも、そういうトラブルの環境が非常に、いろんなところから押し迫っているといひますか、動きがあるというところで、あえてそういうふうな形の二本立てをさせていただくとい

うことでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今、トラブルの関係を主にした啓発の計画をしているということですが、そもそも行政に、自治体に、こういう業務がおりてきているといいますか、自治体がすべき業務という形に変わってきているというふうに思っています。現在では、この消費生活という関係で与謝野町ではどういう業務をされているのか、今のトラブル以外にも、どういうものがあるのか、その辺をお聞きをいたします。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。基本的には、先ほど言いましたように消費トラブルということでございますが、いろんな例がございますので、主たる業務といたしましては相談業務と、そういった、もう少し複雑になってきますと整理業務も若干、整理、契約法に伴います最終的な現場での、企業と消費者さんのトラブルの仲立ちもしていくということでございますが、非常にそういう場合は複雑ですので、京都府のお力も借りながら、指導員さんを中心に介して、町も中に入って消費のトラブルを解消していくというような啓発業務と、それから相談業務と、それから実務業務という三つの柱で業務を進めております。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） こういう相談等々というのは、特に住民に身近なところというのは非常に大事なことだろうというふうに思っています。そういう中で、今、このセンターについては宮津、伊根も含めて予定をされているということをお聞きしました。これは、そういう意味ではできるだけ身近なところで言えば、なぜ与謝野町で独自に、そういう形にならないのか、例えば人員の関係なのか、その辺がよくわからないんですが、その広域でする必要性というのは、どういうところにあるのかお聞きをいたします。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） この消費生活推進事業を進めていく段階には、本当にマイナーな、目に見えない業務なんですけれども、非常に重要な業務であるというふうには認識しております。

そういった中で、担当もいるわけでありましてけれども、通常業務を持ちながら専門的な業務をなかなか行っていけない。京都府のほうに協力なり相談をしなければならないというような状況に、与謝野町だけではなくて、あと伊根町も宮津市も、そういう状況でございます。そこは町の姿勢というところもあるんですけれども、今回、消費者庁のほうからトップダウン的に、もう京都府レベルでの相談業務をなくして行って、市町で、これを担当しなさいというような方向性も出されましたことを受けまして、この3年間の中で調整を図ってこうということで、単独手法も考えながら、調整を行ってきたわけでございますが、やはり専門員を置いてやっていくということになりますと、細かい相談業務につきましては、ちょっと資料を持ってきておりませんけれども、3町の業務を考えますと、やはり専門的な職員さんを置いて、循環型というか、相談を各市町で行って、いわゆる巡回相談を行っていくことや、それから、いろんな専門的な部分を持たれた方を雇用して、そして、やっていくほうが望ましいんじゃないかというようなことも含めまして、今回、広域で宮津与謝消費者センターの、仮称ですけれども、今のところは。そういう方向で4月からスタートをしてこうということで、現在、調整を行っているところでございませ

て、ただ、メリット単独かどうかという話になりますと、専門分野をいかに活用し効率のいい生活相談が行えるような体制づくりには、広域が望ましいという判断をしたということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） どっちがどうでということをも単純に決めて質問しているものではないんですけれども、今のお話を聞いていまして、非常に微妙なところがあると思うんですね。私も相談や、それからいろんな解決、整理というのは多くの町民の皆さんから依頼を受けて取り組んでおりますけれども、私も、それだけやっているわけでは、もちろんないわけですね。いろんなことをやりながら、そういう活動をさせていただいております。当然、そういう関係の知識が、みなないとそういうことができないかという、そうではなくて必要なときに必要なところから情報を得て、そして対応をする。そして、こういう場合は、ここに依頼をするという形でやるわけですね。だから専門員が必要だというのが、いわば弁護士みたいな方がいなければ、今、言っている、府がなくなって町におりてくるからできないということなのか、この問題が、消費生活の問題が。私はそう簡単には言えないんじゃないかなと思うんですよ。

とりわけ行政がやるのが大事なのか、専門家にも依頼することのほうが効果が高い、行政の仕事として効果が高いのかと考えますと、さらにこの辺は、そう簡単に結論を出しにくい問題だという、今のイメージで思っています。

そもそも府がなくなるということを知ったのは、今、初めてなんでね。余計ちょっと判断はつきにくいんですけれども、単純にそういう方向でいいのかなということ自身は、もう明確に持っているわけですね。行政の中に、そういう職員がいて、公の仕事として、そういう立場でやっている職員が行政の中にいるからこそ、ほかの業務に対しても相乗効果があらわれるということが、やっぱりあるわけですよ。これどんな問題でもそうなんですけれども、だから、その分野専門だからといって、外部に委託するということになる、関連する情報は全部、行政に入ってこないというのが、どんな分野でも同じです。だから、よく議会で問題になります委託という問題、委託すれば簡単ですけども、結論だけしか手に入らないということで、いわゆる成長の力にはならないということですから、その辺は十分検討いただいて今後、進めていただく必要があるのではないかなと、私は思うわけですが、これらの点についていかがお考えでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。ちょっと私の説明不足であったんですが、京都府レベルがなくなるというのではなくて、京都府全体のセンターはあるわけですけども、丹後広域振興局レベルとか、そういう振興局レベルの指導員の配置がなくなるということでございます。かなり私どものほうも、振興局単位で相談業務を、いろいろと調整しておりますので、それは京都府センターとやっていかなければならないというような状況であるということで、ちょっと訂正をしておきたいというふうに思います。

本来の人材というところを、どう受けとめるかということなんですけれども、決して町の職員を、この人材センターで賄うから町の職員担当をなくすということではないですし、当然、地域をよく知っている町の職員でございますので、町の職員と、そのセンターに配置された専門員さんのほうで、全く丸投げをするということではなくて、一体型でやっていこうと、もちろん両者

におきましては、将来を見すえて、町の職員も指導員になれるぐらいのレベルの研修もしていただいで、当分の間は、こういう形で進めていこうという考え方でございまして、将来的には、やはりどうあるべきかということは、今後の消費者トラブルに対するいろんな案件が出てくると思しますので、その中で判断していくことも一つかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員の質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

2時45分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時30分）

（再開 午後 2時45分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を続行いたします。

一般会計第4号補正予算に対する野村議員の質問を続行します。

野村議員。

- 1 番（野村生八） 先ほどの答弁で、外部にセンターをつくって、そこに委託して、さらに担当の職員もあるということになると、やはり余計、どうなんかなという問題もありますので、できるだけ、どっちがどうなんかなという結論まではないんですけども、行政として、これからどんどん大事になってくる分野、大切な分野と思いますし、取り込んで、町民の、こういうトラブル解消、相談、強化できるような方向で、ぜひ努力していただきたいと思います。

続きまして、40ページの雇用促進奨励事業について質問をいたします。

今回90万円の補正、つまり追加になっているわけですが、この事業については、大変、よそに比べてすばらしい取り組みをいただいていると思ってたんですが、今までなかなか要望が少ないといいますか、実績がない部分もあつたりしたときがあつたと思っておるんですが、今回、90万円ということで、いわゆる、今までよりも傾向として、この事業が効果を上げたという認識なのか。現状の、この内容について、まず、お聞きをいたします。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。今回90万円の追加補正ということでございますが、その経過でございますけれども、それまでに、この制度の基本的な、その考え方でございましたけれども、当初、その合併時から、これを継続するというのでやっておりましたけれども、あくまでも制度の中身といたしましては、新卒者といいますか若年層と、それから高齢者の、45歳以上とか、25歳までとかいう年齢区分がございまして、そこら辺のハードルもあって、私どものほうとしては、そこの雇用が非常に少ないということで、こういう施策を打ったわけですが、やはりその間の人たちは、なかなか雇用がしていただきにくいということでございまして、その経過も十分把握をしながらこの制度を進めてまいりました。19年度といいますか、この制度は1年間雇用した実績によって補助金を打つということでございますので、18年度の雇用状況を見まして、申請を受けまして19年度に補助金を交付するというのでございまして、初年度が3事業所、3人ということでございました。

それから、翌年度20年度の実績、19年の実績、20年度の補助金が6事業所9名でございました。そして、昨年21年度でございますが、20年度実績で7事業所、7名ということで若干ふえてまいりました。そして、本年度につきましては、ちょうど昨年度からでございますが、不況対策として、この年齢制限を外すということにいたしましたことによりまして、22年度、

いわゆる今、申請をしていただいております事業所が21年度中に12分の10になる、22年度で100%の確定を打つ事業所が、当初よりも、いわゆる5名ふえたということでございますが、本年は12事業所ぐらいになるかと思いますが、約19名の雇用が21年度で確定して、22年度の予算で支払うということでございます。そういうふうな状況になってます。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 対象を広げて一層、そういう雇用促進の効果も上げたということだったわけですが、この事業によって、いわゆる正規雇用ですね、対象はね。18万円の補助ということになるわけですが、この事業によって正規雇用者として採用されている、先ほど言われました、例えば12業者と言われましたが、その業者というのは、今年度だけではなくて、今までから傾向として、いわゆるどんな業者でも、こういう形で対応がされているのか、一定、同じような業種とか、業者の傾向があるのか、その辺の分析はどのようにされていますでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 傾向を申し上げますと、要するに、この制度は町内に事業所を置きということでございまして、町内に住所のある方を雇用していただければ該当するというところでございまして、幅広く窓口を設けております。業種としましては、いろいろとございまして、目立つのは、やはりサービス業の雇用がウエートが高いということでございます。あと若干、建設業もありますけれども、やはりウエートを占めておりますのはサービス業ということでございます。製造業につきましては、こういう状況でございますので、残念ながら二、三の事業所しかないということでございます。

しかしながら、正規雇用という分につきましては、非常に大きい部分があるんじゃないかなと、将来的には大きい部分があるんじゃないかなというふうに思います。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） こうして新しく正規雇用として採用していただいて、頑張っている業者もあります。しかし、全体的には、前にありましたように、法人税が急減しているということで、例えば建設業だけでなくサービス業、商店なんかも、飲食、次々に閉鎖とか、そういう厳しい実態にあるだろうというふうに思っています。

そういう点では、こういう雇用と同時に、その雇用をしていただいた業者が引き続き、この方を雇用していくためには、かなり厳しいハードルを乗り越えていく、こういう努力が求められる、そうでなければ、せっかく雇用していただいた方が継続できないだろうというふうに思っていますが、新しく雇用して頑張っている、こういう業者の、その辺の実態も把握しながら、商工としては、いろんな支援、今度23年度から産業振興ビジョンに基づいて新たな支援もするための基金の造成も、積み増しもしていただいておりますが、その辺の、この事業を取り組むことによって、そういうところ辺の新たな支援というのも結びつける必要があると思いますが、その辺で何か見えるところがありましたら、お聞きをしておきたいと思っております。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。今回、過去3年間で正規雇用をしていただきました各企業さんには18万円という、非常な小さな金額での支援しかできておりませんが、本当にこの景況の中で正規雇用、人件費を見出していかれるということについては、非常に努力されて

いるんじゃないかなというふうに思ってますし、ぜひとも、そういう企業との、事業主さんとのキャッチボールも非常に重要だなというふうに思っています。ただ、それはキャッチボールだけで、施策にどう反映していくかということについては、次の段階になると思いますけれども、並行して、ご承知のとおり、雇用調整助成金も現在、制度として持っております。

21年度の決算でも申し上げましたけれども、430人の町内の従業員さんが一定、解雇となりというようなことはなくて、継続がされているということも事実ですので、そういう制度も持ち合わせながら、その辺の制度の充実、雇用の安定を図るということにつきましては、振興会議等でも問題提起として事務局から提案をさせていただきまして、施策の検討もしてまいりたいというふうに思っています。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 先ほど、伊藤議員が住宅改修助成制度について、詳しく質問をされましたが、そういうふうに新しい事業を取り組むと、新しいものが見えてくるというふうに思うんですね。その新しく見えてきたことを大切にして、それをさらに、より発展させたり、あるいは広げていったりすることで、まちづくりだけではなくて、町民の暮らしを支える上でも非常に効果的な取り組みができるだろうというふうに思ってますし、ぜひそういう視点で再度、今やっている事業の、ただ単に予算を執行する、補助を出すというだけではなくて、その中身を精査するような取り組みを、ぜひしていただくように指摘をして、質問を終わります。

議長（井田義之） ほかにありませんか。

9 番、家城議員。

- 9 番（家城 功） まず最初に、ページ数でいきますと61、62ページの小学校の教育振興一般経費の件ですが、資料を見せていただきますと、委員会の資料なんですけど、ユネスコ韓国教職員招聘事業というふうにありますけど、事業内容を詳しく教えていただきたいと思えます。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。議員ご紹介の61、62ページの小学校の教育振興費の一般経費でございます。11の需用費消耗品が14万円ございます。この内訳としまして、それぞれ山田小学校と石川小学校の分の消耗品が7万円ということ。今、議員ご紹介のユネスコ事業で7万円の事業費でございます。今、ご紹介ありましたユネスコ事業でございます。今年度、ユネスコアジア文化センターというところが主催で韓国の教職員招聘プログラムがございます。来年、年を越して1月11日から24日、14日間、韓国から教職員150名を招きまして、このプログラムが展開をされます。そのプログラム、30名の教職員が1グループで、このグループを組みまして5カ所、日本国内をめぐるということでございます。

その1カ所を、与謝野町に見えるということでございます。この教職員の招聘プログラムについては、2年前に中国から同じように30名の教職員を与謝野町に招いたという経過がございます。今回、韓国から見えるということでございます。具体的には、1月16日から20日までの5日間、与謝野町に見えるということでございます。それぞれ学校の授業参観、それから児童・生徒との交流、教職員との意見交換、それから給食体験など、両国間の、いろんな交流を深めて、より教育というんですか、持続的な教育の発展に努めようというのが、この事業でございます。

議長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） ぜひとも有効に、この事業を生かしていただき、教育推進に当たっていただきたいと思います。

続きまして、46ページの有害鳥獣対策の事業でございますが、この有害鳥獣に関しましては、もう議会でも、いろんな方が、いろんな方向から意見も述べられ、提案もされ、また多くの農家をはじめ町民の皆さんが被害を受けられ、今回、京都府の補助も活用された中で、これも委員会の資料だと思うんですが、資料を見せていただきますと、6番目に記録的な猛暑の影響による鳥獣のエサとなるどんぐり不足等によりということで、広域防護柵、並びに忌避作物の作付ということで計上されております。

今回、香河で5,500メートル、それから滝金屋で6,000メートルとありますけれども、今後の延長の予定というのはどれぐらいありますか、ないですか。香河だけでも5,500メートルで、全部できるものなのか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。今、議員ご指摘の資料は、常任委員会にご提出をさせていただきました資料の中からご質問かと思っております。今回の補正予算の中で、有害鳥獣対策の経費を約2,000万円計上させていただいておりますけれども、そのうち、今ご指摘の件は野生鳥獣猛暑関連被害緊急対策事業補助金1,680万円についての内容かと思っております。

この事業は、香河地区及び滝金屋地区で広域防護柵、いわゆるシカ、イノシシが出てこないように山すそにフェンスを張りめぐらすということですが、この延長が香河地区で5,500メートル、滝金屋地区で6,000メートルというふうに見込んでおります。これにつきましては、この事業の要件として、集落全体を囲む広域防護柵であるべきところでございまして、これまで両地区とも取り組んでおられますけれども、まだ設置ができていないところをすべて囲うことで、この要件を満たすということですので、この実績の延長は変わってくると思っておりますけれども、考え方としましては、これですべて山すそを、すべて囲えるということでございますので、残るところはないということになろうかと思っております。

議長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） そうしますと、もう香河、滝金屋地区以外は集落を囲うというような形のところではないという、与謝とかという理解でよろしいですか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。

この事業は、本年度が非常に記録的な猛暑だったということから、緊急的に京都府が、この制度を設けていただいたところで、その年度途中ではございましたけれども、従来から強いご要望のありました、この両地区を選定させていただいたということでございます。ほかの地区につきましては、まだフェンスが全部できた地区ばかりではございません。むしろまだ、整っていないところのほうが多いだろうと思っております。

今回、年度の途中でもございましたし、町政懇談会等での、区を挙げてのご要望であったり、それから地形的に、やはり今ちょっと言われましたが、与謝のほうですと、いろんな谷あいがいっぱいあるようなところについては、なかなかこの、今回の制度にのって集落全体を囲むことを要件にクリアすることができませんので、そういったこともあわせて、今回、この地区を選定し

たということでございまして、ほかの地区では、まだ随分残っているところがあるかと思っております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） それともう一つ、忌避作物の作付というふうにありますけれども、忌避作物とはどんな作物なんでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。いわゆるシカ、イノシシが嫌ったり、それから、向こうが目隠し状になって見えなくてあきらめたりという作物のことをいうと思います。具体的な例として挙げられているのはトウガラシですとか、それから目隠しになりますのはソルゴーといいまして、背の高いトウモロコシみたいな、飼料作物ですけれども、そういったものが例としては挙げられております。

延長的には、全延長ではなしに、それぞれたしか500メートルずつだと思いますけれども、カウントしておりまして、地元の中で出てきやすい場所を選定されて何を植えられるかも、これから十分地元で検討されて実施をしていくということになろうかと思っております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） いろいろと研究されて、こういう有効な作物が、有害鳥獣に対して有効であれば、鉄柵ですね、広域防護柵が設置できない場所でも、また、いろいろな要望が出てくると思っていますので、取り組んでいただければと思います。また、それこそ自分たちの田畑は自分たちで守るという意識の中で、常に農家の方も多くの畑、田んぼをされとる町民の方も一生懸命、動物たちとの知恵を絞り、イタチごっこというんですか、こっちがやれば、向こうはなれてきたら、まただんだん効果がなくなるとかいう中で、有吉議員も以前議会で里守犬という取り組みをされまして、シカには大きな効果も上がっているというような報告も新聞で読ませていただきました。

ところで、南部では海のとヒトデを粉末にして里付近だとか、畑の周りだとか、そういうところにまき、その粉末をまくことによって、有害鳥獣に対して非常に効果的だというようなお話をお聞きしたことがあります。

この忌避作物もそうですし、こういうような取り組みをされとるような事例もございまして、ぜひそういう研究を当町でもしていただいて、有効的な取り組みを常にしていただけるように心がけていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。有害鳥獣は生き物が相手ですし、それから農業関係者だけではなくて、いわゆる一般住民の方々にも及ぶような、大きな、町としての課題になっておりますので、これまでと同じことを繰り返していればいいという考え方ではなしに、新しい考え方も取り入れながら、今後、取り組んでいきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） よろしくお願いたします。最後に、22ページですが、私、総務常任委員会で説明も一通りはお聞きしたんですが、再度確認のためお聞きしますが、下から3番目の一般管理費、一般経費、その11番、需用費の消耗品費で80万円計上がありますが、その内容を再度確認のため、もう一度ご説明願います。



議長 長（井田義之） 和田加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） ご質問にお答えをいたします。予算書の22ページの一般管理費の一般経費、需用費でございますけれども、これにつきましては、加悦庁舎のコピーカウント料が主なものになっております。例年どおりの予算を組んでおりましたけれども、このカウント料につきましては、事業の実施なり未実施で大きく、資料の作成等で変わってまいりますけれども、今回、通常よりも多くかかっているということで、調査をさせていただきましたんですけれども、原因というのがはっきりいたしません。ただ、例年よりも4月、5月、6月が倍以上、カウント料がかかったということで、全職員に、これまでと違う内容、変わったことがあったかというふうな調査もさせていただきましたけれども、特に特異な事例というのはありませんでした。最近、その調査をしましてから通常の料金に戻りましたので、何かの手違いで、コピー機ですので、加悦の庁舎にはカラーの複合機というのもございます。したがって、パソコンから直接、複合機でプリントアウトするというケースもございますし、カラーの関係は、通常のコピー料よりも3倍ぐらい高くなりますので、そういったことも周知しながら、今後、注意してほしいというふうな注意喚起を促したところでございます。

議長 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 委員会で若干お聞きした説明では、白黒ですべき印刷を、カラーコピーのほうで印刷を出したりということがかなり重なり、不足が出たというようなご説明をお聞きしました。ちょっとした注意があれば回避できたのではないかなと。80万円というお金が大きい小さいか、額の問題はなくて、厳しい財政の中で、こうやって補正も生まれ、いろいろとやりくりをしていただいております中で、先ほども学校の消耗品とかでも必要最低限の中で要望されて、これは必要だなという中で、ついた予算が3万円、4万円という金額です。そういった中で4月、5月、6月の、そのカウントが異常に高かった、注意を促したら非常に数が減った、それで80万円ですわという説明の中で、納得せざるを得ないのかなという気持ちもあるんですが、こうした厳しい財政の中で、一番大切なのは無駄というものをいかに省いて、やっぱり常に仕事に当たっていただけるかという意識を持っていただくことが大事ではないかなというふうに感じております。

再度、徹底した、例えば確認をするとか、もう一度、加悦庁舎だけじゃなくて、各庁舎でも、そういう必要があるのではないかと感じますが、統括される総務課長、どうでしょうか。

議長 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 家城議員のご質問にお答えしたいと思います。家城議員、ご指摘のとおりだと思います。それは徹底をさせていただきたいというふうに思います。

それから、もう一方で、言いわけではございませんけれども、事実なので申し上げたいと思いますのは、コピー用紙につきましては、そういった経費の節減を努めるということで、裏紙を利用して、決済も裏紙を利用したりとか、それから1枚の資料につきましても両面印刷とか、そういったこともさせていただいております。ご指摘はご指摘でごもつともでございますので、徹底したいと思っておりますし、少しだけ言いわけもさせていただきました。

議長 長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） ただいま総務課長が申し上げましたように、いろいろなところで裏紙を使っているんですけれども、時々裏紙と、ほんまもん間違ったりするようなこともあったりで、単に始

末するだけでは、ちょっとどうにもならない、相手のあるようなときには、やはり考えて使わなければというふうには思っております。

それともう一つご紹介させてほしいなと思うのが、いつかご披露したいなと思って、総務課のデスクの上を見ていただいたら、パソコンの下におきます台、前の机がきちっと整理できるように、職員が日曜大工でつくった、そういうものを置いたり、あるいはほかの課でも、いろんなものを工夫しながら、新しい備品を買うのではなしにやっているのをごらんになれるかと思えます。そうした少しずつの気づきが大きな、ちりも積もれば山となるということでございますので、改めてそうしたことも徹底してやってまいりたいと思います。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 職員さんの努力も非常に理解させていただいておりますし、ただこれが一般中小企業なら、経費が、これだけふえたので補正を組もうとかいうような余裕のない企業は、町の中にはいっぱいあります。そういう意識も常に行政の感覚だけではなくて、町民の目線で考えていただきまして、常に無駄を省くにはどうしたらいいんだという取り組みも今お聞きしたとおり頑張らせていただいております。それも含めて今後、徹底した確認をよろしくお願ひしたいと思えます。以上で終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありますか。

1 1 番、小林議員。

1 1 番（小林庸夫） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

先ほど、野村議員が質問されておられましたことに関連することございまして、この40ページの雇用促進奨励事業のことにつきましては、委員会のほうで、商工観光課長から詳しくお聞きしましたので、質問ということではございませんけれども、町長に対してちょっとお願ひというんですか、そういったことをお尋ねしたいと思っております。

先日、加悦谷高等学校の進路指導の先生や校長先生とお話しする機会がございまして、いろいろと加悦高の若い方々の、地元に残りたいとかいうような、そういったご希望のこともお尋ねしとったんですが、150～60人の卒業生のうち25人から30人近くは就職希望者がおられるという形で、そのうち6割ほどの人は、やはり地元に残りたいと、地元で働きたいということで、いわゆる親元に残って消防団でありますとか、あるいは隣組の活動も頑張りたいと、こういう都会ばかりではなしに、地元で頑張りたいという若い人のお気持ちを聞かせいただいたようなことございまして。

今、テレビ、新聞等でも出てますのに、大学生でもなかなか、きょう現在でも6割、就職が決まってないとか、高等学校にしましては、もちろんそういった50%台というような非常に厳しい状況の中で加悦谷高校は100%の確保ができておると、内定をいただいておりますという形で、非常に、それにつきましては校長先生なり、進路担当の先生の本当に一生懸命な日々の活動が、そういった結果に、ここ数年ずっと続いておるということをお聞きしてございまして、この与謝野町の、今ほど野村議員が申されておられました18万円の、1年間雇用の場合、これ事業者に支援されるという、この制度につきましては、何としまして、やはり若い者の就職ということの、いわゆる側面的な応援という意味から継続していただきたいと、こういう強いお言葉をお聞きしたわけでございます。商工観光課長のお話を聞きますと、いつまでもというわけにいかない、こ

こ3年間ほどのことであるというようなことのようにお聞きしたわけですが、こういった非常に就職氷河期の中におきまして、本当に若い人の、一人でも、やはりこの土地に残っていただける、地元就職の応援をさせていただくというような行政の後押しを継続して、ぜひ取り組んでいただきたいと、このように思っておるようなこととでございます。

京丹後市は、そういった制度はないようですし、宮津市は40万円出しておられるということをお聞きしてきたわけとでございます。与謝野町は18万円でございますけれども、金額面は抜きにしまして、何とか、こういった制度の持続化を、ここしばらく、経済がひとつの回復基調になるまでに続けていただくというようなことは、町長の思いを、予算的にも、そんなたくさんのこととございませんしと思っておるんですけども、お考えがお聞きできたらと思ってお話をいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今の制度そのものが、ある程度、緊急的なといいますか、こうした非常に厳しい中での、一つ生まれた制度でございます。このこと以外にも、いろいろと時限的な状況の中で施策を進めてもございまして、いろんな意味で、いつまでも同じものを続けるということには、なかなか今の段階では判断がしかねると思っております。その時々に応じた、また新たな施策にするとか、いろんな形で考えていかなければならないのではないかなと、だから今あります制度を、そのまま続けるということには、今、この場ではお答えは控えさせていただきたいと思っております。

ただ、加悦高の卒業生が非常に、100%の就職率ということにつきましては、本当に地元の方々の企業の方々も積極的な、そうした取り組みをしておられますし、町としても、できるだけ高校卒の方でも雇用できるような、そういう環境は持っているつもりでございます。今後につきましては、一人でも多くの方が、この地に残ってということの一つの前提に考えてもらいたいと思っております。

ただ、若い人の中には、そうでない方もおられますので、地元というより外へ出て働きたいという方もおられますので、いろいろと難しい状況だと思っておりますけれども、できるだけ新しい方の雇用がきちっと進めますように、学校や地域の方とも協力しながら、町としても前向きに考えてまいりたいと思っております。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） お若い方もいろいろと、都会に出られるというような希望の方もおられますし、けど、やはり私たちの後を、与謝野町を支えていこうというお気持ちの若い人が一人でも残っていただける、そういう熱い思いに、時限立法的なことでなしに、やはり来年度予算にも、こんな学生の、生徒の100人も200人もおるわけではございませんし、わずかなこととさせていただきますので、ぜひクリアしていただいて、そういった取り組みのことにも予算化をつけていただけたらと思っております。

それから、もう一つ、毎年、暑い時期に、夏にわーくぱるで就職支援説明会というんですか、これはハローワークが主体でなさっておられますけれども、私もこの間、商工会へ行って、そういったパンフレットを見せていただいたりしてたんですが、行政の縦割りであるがために、やむを得ないといえば、そうかもわかりませんが、京都府の中の北部の企業体であったり、就職を考えようとかいう、そういう、あくまでも京都府というくくりで取り組んでおられるという

ところに、私は兵庫県の北端の企業にも呼びかけていただいて、一つこちらのほうにでも、こちらから就職というんですか、通勤でもできる圏内でありまして、そういった交流が、やはり京都北部だけのことで済まずに、そういったことが、ハローワーク関係との、これがどういう制約があるかわかりませんが、一つドクターヘリも府県境を飛び越して、こういった北近畿の医療のほうで手を結んでおられるようなことをございますし、人と働く場ということについても、お互いの、こういう融通がきけるような、そういうグローバルな取り組みがしていただけるような施策が、これは町長のほうからでも、担当のほうでございますか、一つそういうような提案を、そういった団体のほうに、組織のほうに呼びかけいただいて、できないものかと、このように思っております。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。真夏の時期、8月ひまわりが始まったころに、いつもわーくばるを利用いただきまして、京都北部の就職フェアをやっていただいております。地元企業さんも入られまして、面談をしていただきました中には、大学から帰って来られた方の顔も、若い人たちも見せていただいて、地元で雇用を求めておられる方もたくさんあるというふうな現状も確認をさせていただいております。なかなかそこでの雇用の成立が図れているかどうかまでは、足跡がつかめてないんですけれども、そういった中で、ああいう取り組みはどんどんどんどん活発にやっていただくことが、時期というものもあるんですけれども、やっていただきたいというふうに思いますし。

それから、現在、未就職の方をどういうふうに拾っていくかというような取り組みも非常に重要なというふうに思いますので、その辺も含めて、今ご質問のありました、要望のございました、圏域を越えた中での取り組みも非常に重要かと思いますが、これ行政の縦割りといいますか、府の、この事業でございますので、あんまり言いにくいところなんですけれども、やはり地域の実績を上げていくというようなこともございまして、なかなかそういう連携が図れてないのは事実でございます。

ほかの県で、そういう事実があるのかどうかも、また確認させていただきたいと思いますが、雇用の場の創出にかかわりましては、今いろんな会議がございまして、担当レベルからも、そういうような要望といいますか、一つの仕掛けとして声をかけていくということも、決して無駄なことではないというふうに思いますので、実現するかどうかはあれといたしまして、そんな意見として終わりたいと思います。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） ありがとうございます。

いわゆる県境で一つの壁をつくるのではなしの、お互いの企業、いきなりそういう求人が、マッチングが合うと、そういうこともわかりませんが、そういった、いわゆる車で通勤も十分可能な範囲でございますので、ぜひそういうような取り組みができることが、やはり企業にとっても、また職を求めておられる方についても、選択肢が広がるというような意味合いから含めて、一つそういうような方向にも取り組んでいただけたらと思っております。以上で終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 7 番、谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） それでは、一般会計の補正第4号につきまして、何点か質問をさせていただきます。たくさん質問が出ましたので、いささか重複するところがあると思いますけれども、よろしくご答弁をお願いします。

まず最初に、予算書の8ページのリフレかやの里の運営にかかわる繰越明許、この関係につきまして質問をさせていただきます。

このリフレかやの里の運営につきましては委員会の資料をいただいたところ、リフレかやの里の運営協議会ですね、これが発足をされたというぐあいにお聞きをしておるんですけども、ちょっと拝見をさせていただきますと、メンバーが、全員の方がリフレ事業にかかわっておられる、地元の方がほとんどでございまして、私は運営協議会のメンバーの中には、やはり外部の方と申しますか、例えば、旧野田川町の方とか、旧岩滝町の方とか、そういう消費者目線で立った、いろいろな運営についてのご協力をいただくような形もいいんではないかなど。

それともう一つは、年がたっていくと経営者、経営感覚というのは非常に必要であるというぐあいに思いますので、例えば、そういう見識者ですね、経営にかかわることに関しての見識者とか、そういう方も、このメンバーに入れたらどうかと思うんですけども、まず最初に、その点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。リフレかやの里運営協議会を平成22年10月25日から発足をさせていただいております。この協議会のメンバーにつきましては、福祉会と町と協力をさせていただきまして、地元の方々を中心に決めさせていただいたところでございます。

今のところ1回の会議を持ちまして、スタートをさせていただいたところでございます。その中には、京都府の職員さんにもオブザーバーとして入っていただくなり、あるいは丹後海陸交通さんにもいろいろとアドバイスをいただく必要があるということで、第1回目の会議のときに意見が出まして、その後、新たに加わっていただいたという経過もございます。確かに、この中には地元の方々を中心、また、周辺の施設の代表の方、あるいは農家でも、大きな農業法人を運営しておられるところに入らせていただいておりますけれども、外部の目線という部分につきましては、並行していろいろな専門家の方々にネットワークが広がりまして、それぞれの専門分野からのアイデア等をお聞かせいただいておりますのと。

それから、そういった方々が非常に大きな情報発信力を持っておられますので、今後、広報活動、あるいは誘客、こういうものに大きく結びついていくところもあるんじゃないかというふうに期待をいたしております。そういう意味で、この運営協議会については、リフレそのものの運営に地元の方々の目が見ていただいて、いろいろと協力もしていただこうと、そういう趣旨でスタートしておりますので、これについては、そのようにさせていただいて、また別の部分でどんな分野からいろんなアイデア、ノウハウ等を教えていただきながら、ともに進めていきたいと、こういうふうを考えております。

議長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） 私は、大変危惧しているところは、リフレが休館になって、来年の秋ごろですか、オープンになるということで、約3年ほどのブランクがあるわけですね。前の売上数字を見せていただくと、閉まった時点では約8,000万円ぐらいではなかったかなと思うんですけども、

今回、このよさのうみ福祉会さんが、売上目標が、どれぐらい立てられておるのか、僕は忘れましたけれども、かなりこの3年のブランクというのは非常に厳しいのではないかとこのように思っております。それこそお客さんが来ていただかなければ、大変立ち行かなくなるというケースになると思うので、十分その点には配慮していただいて、お客様に喜ばれる施設とはどのような施設であるかということ、消費者目線で、ぜひ考えていただきたいなど、このように思っております。先ほどそのような質問をさせていただきました。

それはもう一つは、これよさのうみ福祉会さんとの指定管理者制度に基づいて業務委託をされるということをごさいます。当然、町側とは委託契約に基づいて、いろいろ運営規約、こういうことは必ずしてほしいとか、そういうことはお互い、指定管理者との取り決めがあると思うんですけれども、この運営協議会の中での、いろんな今後の方針等々を決めるような協議会等も設置をされて、いろんな協議をされると思うんですけれども、その辺の整合性について、いささかも差異がないのかどうか、その点についてお尋ねしたいなと思うんですけれども。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。一つ目の、いわゆる消費者目線で、外部からの意見も踏まえながらの運営、あるいは、その2年の運営ブランクがあるという中で、誘客にどう対応していくのかという点ですけれども、9月の議会で、ご承認をいただいたのが、確か9月21日だったというふうに記憶しておりますけれども、ちょうどその時期に、実は温江の山の家で「丹後バリバリ応援隊」という催しがございまして、京阪神の方々と地元の方々と大勢が1泊2日で、いろんな交流を深められまして、この「丹後バリバリ応援隊」の隊長をしておられるのが、宮津市ご出身の方で大阪在住の方ですけれども、いろんなコンサルティングを幅広くやっておられる方です。この方とのネットワークが、その日に福祉会も参加されておりましたし、町も行かせていただいております中で、いろんな方面、ご紹介をいただいて、現在、大阪を中心とします京阪神地域の大学、企業、団体、それから大阪丹後人会、これらの方々を含めたリフレ応援隊を結成して、支援していこうということをおっしゃっていただいております。このことは私ども予期しなかったこととして、大変ありがたく、うれしく思っておりますけれども、そういった方々が、もう何回もリフレにも足を運び、役場にも何回も足を運びしていただく中で、その道々の専門家の方の意見を聞いたり、それから今後、運営に当たっては、いろいろなアドバイスをしていただくなりということで、大変心強く感じているところでございまして、そのリフレ応援隊の結成準備を進めていただいているということでございます。したがって、そういう中で新たな運営のあり方、あるいは誘客、情報発信、こういったものにご協力がいただけるだろうというふうに思っておりますので、そこにまず期待をしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目に町と、それから福祉会との意思疎通といいますか、運営に当たっての認識につきましては、これまでもそうですけれども、今後も意思疎通を図りながらやっていきたいというふうに思っております。先ほどの、地元で結成していただいたリフレかやの里の運営協議会、それから外部の方々でつくっていただきたリフレ応援隊、これらの方々と定期的な会合を持ちながら、町も、そこに出席をさせていただいて同じ認識のもとに運営に当たっていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） ぜひこの事業につきましては成功していただきたいなど、その温江の山の家でやられたこのバリバリ応援隊ですか、それにつきましても、私も岩滝のバイオ燃料をやられている蒲田さんですかね、あの方からちょっとある会合で一緒になりまして、お話を聞かせていただきましたけれども、そういうネットワークを十分活用していただいて、本当に一人でも集客ができるように、ぜひ頑張ってくださいなど。

それと、もう一つはやっぱり、前も言いましたように、非常に市場は大変厳しいと思うんですね。こういう似通った施設がたくさんございますので、やっぱり足元の証言といいますか、地元の方に何回も来ていただくと、こういう施設でないと、なかなか成功はおぼつかないと、このように思うんですね。京阪神の方が、何ぼも来ていただいても1年に一遍とか二遍とか、そういうレベルでございますので、ぜひ、地元の方にリピータになっていただいて来ていただくような、そういう仕掛けをお願いしたいなというぐあいに思います。

次に、40ページの雇用促進奨励事業、これについては、先ほど野村議員、小林議員からもちよっとご質問がありました。この制度につきましては、私も前々から言っておりまして、ありがたいことに、年齢制限の撤廃をしていただいて、本当にありがとうございました。これも何度も年齢制限を撤廃してほしいということも私のほうから申ししておりまして、それが実現できたことは非常によかったなと思います。

それともう一つは、この制度は、新規雇用を雇うということでございますので、かなり企業にとっては負担を伴うということでございます。1年こっきりの、年間18万円の補助制度でございますけれども、金額はさておいて、18万円がいいのかどうかわかりませんが、やっぱり少なくとも、もう1年ぐらい継続して、雇われる方について、その企業に対して支援するようなことを、前は3年というようなことも言ったことあると思うんですけれども、そうして2年ぐらいは、この事業を継続させてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、担当課長のご意見をちょっとお聞かせいただきたいなと思うんですけれども。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。基本的には、この施策につきましても緊急という部分での取り組みとしての位置づけをされてまして、理事者等との調整の中で延長、延長できております。今、言われましたとおり、ほかの議員さんが言われましたように、その18万円が金額的にどうかという問題は別といたしまして、この制度によって一定、支援をさせていただいているのは事実でございますが、要するに、どこまで支援をさせていただくかという部分につきましては、やはりどこかで線引きをしなければならないと、宮津市は40万円というような話も出ておりますが、十分議論をしていかなければならないというふうに思いますけれども、こういう景況の中での時限立法ということでの線引き、非常に難しいところでございますので、十分検討しなければならないと思いますけれども、費用対効果はいいわけですが、そのあたりを十分検討したいと思います。

ただ、入り口の話としましては、時限立法というところでのスタートをしておりますので、一事業に、一雇用に対して18万円ということ、大幅にこれを2年、3年、同じ方を継続することによってという部分につきましては、やっぱりきょうまでの施策との整合性も考えながら、考えていかなければならないということで、少しハードルが高いのかなというふうに思っています

が、意見としての部分としましては、聞かせていただくということになります。非常に、私としては言いにくい話ですけれども、非常にハードルが高いなというふうに思っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） もう一つ、要件緩和に、これもなるんですけれども、前も言ったと思うんですけれども、雇用のニーズというのは非常に多様化してますよね。ここで書いてありますように、正社員、週30時間以上勤務する常用雇用者であること、こういう制限つきがございます。雇用のニーズが多様化しているということは、例えばその個人個人の事情で、どうしてもこの時間帯は働けないという方でも、働きたいという方はたくさんおられると思うんですね。また、雇用を受け入れる側としても長時間は困るけれども、7時間は困るけれども毎日4時間ぐらいは来てほしいなど、こういうケースだってあると思うんですね。こういうケースは非常に、この奨励事業にかかわる資格というのは非常に認定するのは難しいだろうとは思いますが、それは十分ちょっと考えていただいて、そういう方を雇い入れる企業に対しても支援ができるような仕組みをつくっていただきたいなと思うんですけれども、その点についてはいかがお考えですか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 雇用の環境をどう図っていくかということとは、今、言われましたように、その人によっていろいろ違ってまいります。それを一括してまとめようと思えば、非常に難しいところがございます。いわゆる環境を整えていくということが必ず商工観光課だけの施策ではございませんので、そういう方々が働ける場をつくる二次的な環境づくりも町全体で考えることじゃないかなというふうに思いますので、私のほうとしましては、今の部分としましては、正規雇用をつくっていくんだという考え方で進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） 正規雇用をつくっていくことは、それは大事なことだと思うんですね。ただ、先ほど言いましたように雇用のニーズというのは非常に多様化しているんですよね。だけど7時間フルタイムで働きたいと思っても、例えば、子供を保育園に迎えに行かなあかんとか、そういうご家庭もあるんですね、4時になれば行かなあかんとか。そういう事情を鑑みて、雇用の場をつくるというのが非常に大事なことですけれども、それを雇い入れる側、そういう方々を雇い入れる側に対しても、一定の配慮を、雇用のニーズの多様化に向けて、ぜひ枠を広げていただくようなことも考えていただければなというぐあいをお願いをしまして、この質問は終わりたいと思います。

それともう一つは、48ページの保証料の補給金の450万円ですね。これについてお尋ねをしたいなと思うんですけれども、これは京都府の制度融資にかかわる保証料の補給だと思うんですけれども、これにあわせて、当町では経営安定緊急対策利子補給制度というのがありますよね。当然、これは設備投資にかかわらず、運転資金にも充てられるということで、これはおそらくセットになっていると思うんですけれども、例えば融資を受ける場合に、その実情をちょっと無お聞かせいただきたいなと思います。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。今回も出ささせていただきました保証料補助の補正でございますが、当初見込んでおりました申請よりもふえてきたということが事実で、金額もふえたわ



けでございますけれども、当初では一定保証料関係といいますが、京都府の不況対策融資につきましても一定、ある程度おさまったんじゃないかなというふうに思っておりますが、どんどんふえてきておまして、このような状況になってきております。

あわせて、本年度1年限りの時限立法ということで、安定化の利子補給もございまして、あと1月から3月に融資を受けられた方と、それから既存の融資受けられた方に3年間の利子補給を行っていくという制度でございますけれども、今からどれくらい出るかというのはわかりませんが、並行して現在100件余りの保証料補給のほうも行っておりますので、すべてではございませんが、それに見合った件数が今後も出てくるのではなかろうかなというふうに思っています。

この制度は1年限りということでございますので、3月までに申請をされた方ということでございますので、そのあたりも現在、最終的なPRも行っているところでございますので、またそういう方々にもPRをお世話になりたいなというふうに思っております。

17番（谷口忠弘） 終わります。

議長（井田義之） ここで、4時5分まで休憩いたします。

（休憩 午後 3時50分）

（再開 午後 4時05分）

議長（井田義之） それでは、休憩を閉じ、一般会計補正予算（第4号）の質疑を続行いたしますが、本日は、このあと議会活性化特別委員会が5時から開催される予定になっておりますので、5時前後の切りのついたところで、切りにしたいと思っております。

そこであらかじめ申し上げておきます。5時少し回ることがあってもお許し願いたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

3番、有吉議員。

3番（有吉 正） 4号補正の2回目を質問させていただきます。

30ページの800万円、地域共生型福祉施設造成工事費が800万円についておるわけなんです、これ勢旗議員、あるいは杉上議員からも質問があったわけで、ちょっと角度が違うかもわからんですけれども、私なりにお伺いしたいと思います。

これは、次のページの裏側に、資料のほうの裏側に、建物の簡単な絵が書いてあるのが、そうですね。資料のほうです。これでは駐車場がないということなんです、これは簡単な資料なんですけれども、この駐車場がないということは、どういうふうな、考えたらいいんでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 有吉議員さんのご質問にお答えしたいというように思います。

簡単な地図ということでお持ちだというように思っておりますが、ここの場所につきましては、現在計画いたしておりますのは、当初は120台程度、置けるかなということで計画をいたしましたけれども、実際、設計してみると65台ぐらいいは置けるような駐車スペースはございます。計画の中には入っておりますので、65台程度の駐車ができるということでご理解いただきたいと思っております。

議長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 今現在、設計中ということで、新たな土地は求めなくてもいいというふうに理解させていただいたらええのかどうかということ。

それこそ与謝郡福祉会、四つの福祉法人ですね。NPO丹後福祉応援団ですか、それから京都府看護支援センター、あるいはよさのうみ福祉会という四つの福祉法人が運営される地域共生型福祉施設ということなんでしょうけれども、これは福祉課としては福祉プロデュースというのか、大変いろいろと、プロデュースのほうも大変だろうなという中の、今、設計をやられているということなんです、今後の予定としては、大ざっぱ、どうなるこうなる、わからんでしょうけれども、いわゆる建物につきましては、国・府の補助金、あるいは町の地域福祉空間補助金ですか、そういうのを使われた中で、事業主体が、この4法人が授業主体になって建物を建てていかれると、駐車場とあわせてちょっと予定をお聞かせいただければと思います。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、ご質問の、新たな土地はどうかというご質問でした。先ほど申し上げましたように、当初は125台ほどが、ここへとめれるかなということで計画をしておりましたけれども、レイアウトをしますと、65台程度ということでございます。ここには従業員さんを含めまして、約100名程度の新しい雇用が生まれるということで、その方々が来られるということでございますので、もう65台では全く足りません。したがって、現在、考えておられますのは、この近くに個人の方から駐車場スペースとしては借りて、この駐車スペースを確保される予定ということになっております。

それと、補助事業等の関係につきましては、今、議員さんが報告いただきましたように、この施設については福祉空間の整備事業でありますとか、また、府からの建設に当たりましての補助金というのが1床あたり幾らという決まった金額がございます。これが本当にきちっと決まった段階では確定するわけなんですけれども、中にはショートステイの考え方等がございます。ショートステイは、ご承知のとおり現在、10床ということで計画をいただいておりますけれども、現在の国の補助金制度といたしましては、20床以上が補助金の対象になるということでございます。そういったことも含めて、町長を通じまして府のほうにも強く要望をいただいておりますので、そういったことが最終確定はしておりませんので、そのあたりが決まった段階では、また、補助金がふえてくるんじゃないかないかというように思っております。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） ちょっと再確認するんですけども、府の補助金のほうはわかったわけなんです、国のほうも補助金はあるという理解をさせていただいたらよろしいんですね、建物について。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この補助金につきましては、京都府のほう国補助金を受けられるかどうかわかりませんが、町のほうに入りますのは府からの補助金ということで、一括入って、国庫金、府の補助金という二本立てで、その事業所に入ってくるということではありませぬので、京都府から一括交付されるというような補助金でございます。

3 番（有吉 正） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

5 番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、補正第4号で質問をさせていただきます。まず最初に、各建物というんでしょうか、ページはいろいろと、あっちこっちに及ぶですが庁舎、保育所、小学校、それから中学校、幼稚園とかの水熱光費が補正で上がっているんですが、この理由というのが、ちょっと知りたいと思いまのすので、よろしく願います。各課なので、参事さんか、副町長願います。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。一応、当初予算で各施設の光熱水費・・・ございますので、それをつけさせていただきます。大体、前年実績程度の予算をつけさせていただくわけでございますけれども、本年度、異常な暑さがあったというようなこともありましようし、そういった中でエアコンなんかの使用もふえたということもありましようし、そういったようなことで若干、経費が不足していたということで、1年分が賄えるように、今回、追加をさせていただいたということでご理解がいただきたいと思います。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、特別ことしの夏が暑かったでというふうな理由だということで、そうであればいたし方ないなというふうに思っておりますが、必要以上に冷房が使われたり、クービズの効果がなかったのではなかろうかなと思ったりはしたわけですが、わかりました。

それから、52ページ、54ページにわたりまして、道路の維持管理と河川維持の補正が180万円と60万円、委員会でもちょっとお聞きしたんですが、突発的な修理に充てるので、特に決めていないということでしたんですが、当初予算である程度の枠で、こういうものを見ておいてもいいかなと思うんですが、はっきりした使用というか、要んということが決まっていなうちに、この補正で予算をとるということは、どういうことなんでしょうか、その点について建設課長願います。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。河川維持管理事業等で60万円の修繕料を上げさせていただいております。

例えば道路の維持だとか、河川の維持というふうなものにつきましては、前年度の実績に向けまして予算を要求させていただいております。しかし、これは一般会計全体的な考え方だろうというふうに思っておりますけれども、なかなか最初から100%というふうなことが難しいわけございまして、こういうふうな格好で予算をつけさせていただいておるというふうに思っております。

こういうふうなことで、順次、例えば道路だとかいうふうな部分につきましては、こういった予算をつけさせていただく中で、道路の修繕を行わせていただきたいというふうに思っておりますけれども、突発的に出てくる部分につきましては、当然、この予算が町民の安全だとか、そういうふうなことが出てまいりますので、その部分につきましては、突発的な部分については予算にかかわらず執行するというふうなことも当然出てくるかというふうに思っておりますけれども、この部分につきましては、この3月分につきましては予算、突発的な、そういう修繕に対応させていただきたいというふうなことで上げさせていただいております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは道路の維持管理の180万円というのは、9月ごろですか、各地区から要望が出た、いろんな改修とか、そういう部分にはほぼ目的は決めて出しておられると、こういうことでしょうか。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思っています。これにつきましては、当初で、例えば前年度の要望に対しまして、職員のほうが現地に行かせていただきまして、ある程度の維持修繕工事の部分につきましては、対応させていただいております。しかし、その部分が全部かと申しますと、そういう場合もないわけでございます。また、下水道の関連で、当然、下水のほうで掘られたときに、どうしても、この部分は横断工の関係もございまして、そういうふうな突発的に出てくる修繕も発生するわけございまして、この部分につきましても、そういうふうな対応も含めて予算を計上させていただいておるといふような状況でございます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 地域からの要望については、いつもヒアリングで、なかなかしてもらえることが少ないようです。いろいろ予算の都合もあるかと思いますが、それぞれに頑張ってやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、次にいきます。22ページの総務費、総務管理費、午前中でしたか、勢旗議員さんも少し質問をしておられましたが、弁護士の謝礼についてであります。内容的なことは委員会でもお尋ねしました。そこで一つ疑問に思うのが、先の話になると思うんですが、どういう裁判で結果が出るか、そこはちょっとわからないんですが、町のほうは適正にやっておったと、でありながら訴訟が起きたという場合、今回でも弁護士に払う費用は要るわけですが、その元請ですね、元請けに対して、これで起きた損害というものが、町がその賠償を元請に請求できるもんかどうかということを、副町長もしくは参事にお尋ねします。

議 長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 私のほうからお答えさせていただきます。この弁護士費用につきましては、訴訟の費用に含まれません。普通、裁判を起こされまして、裁判に勝訴しますと、全面的に敗訴したほう側が訴訟費用は持つということになりますけれども、弁護士費用につきましては、当事者の負担ということになっておりまして、現在のところ、そういった弁護士費用を訴訟費用に含めるという制度にはなっておりませんので、それにつきまして請求はできませんということでございます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 弁護士費用は請求できない、訴訟に関してということですが、実際にきちっとしたことを町がやっていたにもかかわらず、こういうことが起きたということは、町にとって何も瑕疵もないのに、そういう費用が発生したということになると思うんです。それは結局、午前中もありましたが、元請と下請のトラブルであるということだと思えます。であるにもかかわらず、町がそこに幾ばくかの弁護士の費用が要るということは、やっぱりそれが元請に町のほうが請求できるというふうに僕は思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 調査したところによりますと、訴訟費用といいますのは、民事訴訟の場合、訴

状や、その他の申立書に収入印紙を張って支払う手数料のほか、裁判所が書類を送るための郵便料、証人の旅費、日当等の実費を意味しますということでございまして、弁護士費用は訴訟費用には含まれないということになっております。

当事者が公判で争うということになりますけれども、弁護士を依頼するかどうかというのも、また当事者の自由だと思いますので、それは当事者の負担と、弁護士費用も含めて当事者側の責任で行うというふうなことの解釈のようでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） その法律的なことは確かにそうかもわかりませんが、現実には、それでは町が、その部分で出費した、瑕疵がないのに出費したということについては、これは裁判を起こされたほうの損害というか、それで終わりにしなければならないということなんでしょうか。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 私も法律に関して詳しくありませんので、今お答えすることが当たっているかどうかわかりませんが、私が思いますのは、そうした弁護士費用を請求しようと思えば、新たに町が元請に対して訴訟を起こすと、起こして請求していくというふうなことが必要になるのではないかとこのように判断いたしました。

議長（井田義之） 暫時休憩します。

（休憩 午後 4時24分）

（再開 午後 4時25分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開します。

奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま、西村課長が申し上げたとおりでございます。

弁護士費用の、一般的には損害賠償請求は認められないという見解が出ております。今、おっしゃいました、最近におきまして議論は展開されているようです。いわゆる弁護士費用の敗訴者負担制度の導入をめぐる、いろんな議論が展開されておるようでございますけれども、私が確認しました法律相談におきましては、弁護士費用の損害賠償請求は一般的には認められないということでお聞きをいたしております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 一般的には認められないということですが、実際に町が受けなくてもいい損害を受けるわけですか。こういうものは最初の業者との契約がどういうふうになっているかということまで、ちょっと深く、約定の中まで関知しませんが、そういう部分できちっと、こういうことが起きたときは、やっぱり元請の責任で賠償というんですか、費用を請求しますよというふうなことは、やっぱり一項として今後にも入れておくべきではないかと思いますが、この分はいかがでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 当町におきましても、今これは係争中でございます。今申し上げましたのも弁護士さんの相談の中で、そういう見解をいただいております。ご意見はご意見で承りまして、これ制度上の、弁護士がおっしゃる上の法的な問題でございますので、思いは思いとして持っておりますけれども、そういったことも含めて弁護士さんとは相談をさせていただいて、進めていきた

いと思っておりますが、弁護士さんから先ほど申し上げましたのは、弁護士さんからお聞きしたことを申し上げておまして、法的なものがございましてということで、気持ちとしては、私ども、そういったもの持っておりますけれども、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 結果的に言われなき訴訟であること私も願っておるわけですが、やっぱりいろんなことが起きてくる、そういうことに対処できる取り決めを最初からしていくという、今後については、ぜひそういう方向でお願いしたいと、このように思います。これで質問を終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 2 番、多田議員。

1 2 番（多田正成） それでは、今、塩見議員も質問されましたけれども、私も 2 2 ページの一般管理費事業の弁護士の謝礼なんですけれども、けさほど、勢旗議員のほうから質問がありまして、課長のほうから答弁をいただきましたけれども、行政側に非がなければ、もう少し話せる範囲、どうということだったのかということをお聞かせ願いたいと思っております。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） もう少し詳しくということでございますけれども、町が訴えられています、その原告サイドの観点といいますのは、元請と下請が適正な下請契約を結ぶのに、町がしっかりと監視をして見ていく必要が、義務があるんじゃないかという理屈なんです。そういう観点から町の責任を問うて、それに見合う額の請求をしてくるという状況でございます。

この予算で計上しております額につきましては、原告が町に対しまして請求いたしております額が 4 9 6 万円でございますので、その 4 9 6 万円の 5 %、これが着手金ということで、弁護士費用で計上させていただいております。

それで、また裁判が終結いたしまして、また勝訴いたしますと、その終結謝金といたしまして、同じ 4 9 6 万円の 1 0 % を弁護士費用として、まずは支払いするということになってますが、ただ敗訴した場合につきましては、その算出しました額の 2 分の 1 ということで、これは町と顧問弁護士さんとの間の契約で、そういう取り組みがなされておるという状況でございます。午前中にもお答えしましたが、町といたしましては、元請と下請との契約内容につきまして、報告も求めておりませんし、そういう事務的な処理はありませんので、町は、何もそういうことを、契約内容がどうだったかということは知る由はなかったわけですね。そういう知る由はなかったもので、下請業者がどこだということを把握、当然しておりますけれども、下請内容と下請の内容のところまでは把握しておりませんので、その把握できない内容について、義務があったというふうなことで訴えられておりますが、町は今後、これは公判の中で明らかにされるとは思いますけれども、町の立場といたしましては、それについては争っていくという立場でございます。以上でございます。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 課長の今、答弁をいただいたわけですが、本来、下請に一括委託をする場合、それから部分的に下請に回される場合、町のほうに届け出があつてしかなるべきだと、私は思っておりますけれども、今、課長の答弁ですと、それが何もなかったということでもあります。そ

の辺が、もう少しけさのほどの暴力団排除条例と同じことで、発注側がもっとも責任を持った形で取り組まないと、こういう問題が、相手が暴力団であれ、ほかのことであれ、こういう問題が来ると思うんですけども、私の記憶では、その下請に回される場合は、当然、町に届け出があって、それを認可した場合は、今というようなものなんですけれども、それがなかった場合に、全く、そこから先は塩見議員の、元請に請求ができるのかという話になるんですが、それ以前の問題で、その辺はどういうふうに解釈をしておられますでしょうか。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。現在の行っております仕組みの中では、下請業者につきましては、施工計画の中で、下請業者名は当然、報告をもらいますけれども、元請と下請との下請内容、契約。下水道でいいますと、管の敷設を何百メートル請け負うとか、そのうちの管の材料代はどこが持つとかいうような下請契約内容までは報告を求めておりませんので、現在のところは下請がどこに入る、どこが下請に入るという業者までの把握はしておりますが、それ以上の把握は現在の制度の中では、仕組みの中では求めておりません。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） それではもう一度聞きますけれども、下請に一部でも回すという、届け出はありましたでしょうか、なかったんでしょうか

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。今回の件につきましては、下請に入る業者、今回の原告ですけれども、そこが下請に入るということは当然承知いたしておりました。

もう少し説明をさせていただきますと、21年度発注で3月末に工期が来ておりますので、町といたしましては3月末に検査も済ませまして、支払いも全部済ませまして、そういった、後から、こういった話が浮上してきておりますので、全くそれまでは、そういうような事態が起きておるとことは町のほうは把握は、全然いたしておりません。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今、答弁を聞いてますと、届け出は承認しておるということであります。そうしますと、元請と下請の間で、そういうトラブルが発生するということについては、もし行政側が、そのことを認証されて下請がやっておられるということがわかれば、そういったトラブルの中で元請に、例えば町長が元請を呼び出して、その辺の契約内容とか、取引関係を町長はされたのでしょうか、されてないでしょうか。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 先ほども説明いたしましたが、この契約につきましては、3月末で工期がきましては、検査もしっかり行いまして、そして、適正に目的、物の引き渡しも受けまして、そして請求書もいただいて、お金の支払いもすべて処理をしまして、すべて、そういう事務処理はきちんと行った後に、そういったことが浮上してきましたものですから、他の契約と同様に、すべて適正に処理をしておりますので、そういった疑念を抱くことすらしにお金の支払いまで行っておりますので、そういうことが発覚すること自体、町は知るよしなかったというふうなことでございます。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番 (多田正成) すべて検査も終わってということですがけれども、その調査も、やっぱり当然何らかの行政の関係者が行って、調査というのか検査をして、その承認をしておられるということについて、それですべて元請も下請も、それで同席されて、オーケーをもらわれた中で、そういうことが出た場合は、全く私も町には非がないというふうに思いまして、先ほどの塩見議員の、これはどっちが持つんだという話になるんですけれども、そういう意味もあるんですが、どういんでしょう、裁判をかけられたら、私も若干、補償問題であったことがあるんですが、相手が一方的に訴えてきた場合に、弁護士に町側がすぐに相談をされるからこういうことになるんじゃないでしょうか。全く非がない、自信があるものでしたら裁判所に裁判をかけられても、私の経験上ではほっておきます。そしたら、つまり要するに赤紙が来るわけですね、裁判官から。来るわけです。堂々と自分が行くわけですね。私も行って立証しました。そしたら、その場で裁判官がびしっと出してくれまして、私も何にもありませんでした。そういう経験があるんですけれども、行政側は、やはりそういうことがふっと起きると、大事なことですから、すぐにそういうところへぱっと持っていかれるんですね。そうするとこういう問題が起きるような気がいたします。もう少し腹を据えてですね、もっと腹を据えてもやられるということも大切だなと、私の経験では、そういうふうに思います。

ですけれども、こういった状態が来ましたら、行政のことですから、私一個人のですね、問題と違いますから、それはきちっとやっていたかんですが。経験上、そういうことがあるんですが、こちらに何らかの非があれば、先ほどちょっと言われたのが、その認証を、本当は届け出が元請からなかったらおかしいわけですね、下請から。それは多分町の規則、条例とか規則に多分下請の部分があると思うんですけれども。私の認識ではそういうふうに思っております。そこが怠っておられるのかなという心配をしとったんですけれども、認証しとると言われることになると、それと検査も済ませておられるということになると、それは非常に故意的に感じまして、本当に非がなければ、そういった態度でびしっと出られるのも方法ではないでしょうか。その辺どういうふうに思われますか。

議 長 (井田義之) 太田町長。

町 長 (太田貴美) 先ほどから申しますように、本来は元請と下請のトラブルの話なわけで、町と元請との中ではきちっと約束どおり仕事がされて、それを認めてしているんですけれども、思わぬところから下請が元請と、その不服をきちっと指導しなかった町にも責任のあるというふうな形で訴えが起こされたということです。町としましては、町の顧問弁護士もございますので、やはりそうした意味では、こちらは全く非はないわけですが、訴えられたほうは、そうじゃないということですから、やはりそうした方にきちっとお世話になって整理をさせていただくほうがいいということで、今回、させていただきました。

本当に町からしますと降ってわいたような迷惑な話で、元請のほうも、それ以上に恐縮をしていると、申しわけないと気持ちでおられるようなんですけれども、それはそれとして。町としてはきちっと、訴えられるのであれば、正々堂々と裁判を受けてきちっと整理がしたいという、そういう思いでございます。

議 長 (井田義之) 多田議員。

1 2 番 (多田正成) 私一個人の例を挙げたわけで、そんな小さな、私の言うものではない、行政とい



うものがかかっていますから、町長の言われるように、きちっとした対応はしていただかんなんですけれども、塩見議員が言われように、こんなことを一方的にどんどんどんんやられたら、何ぼお金があっても足りないという現象が起きますので、もう少しそこら辺も検討していただいて、毅然とした態度で非がないようにしていただきたいなというふうに思いまして、これで質問を終わります。

議 長（井田義之） ほかに質問ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） もうほとんどのことが出尽くしているんですが、もう1点だけ、ちょっと聞き漏らしておったということがありまして、お伺いをしたいと思っております。

48ページ、商工観光課長にお尋ねをします。

中身は染色センターの関係なんですけれども、今回、染色センターの修繕費が計上されておりますが、このことについてお伺いをしたいと、こう思っております。よろしくお願いします。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。当初、計画をしておりました修繕、いわゆる下水道工事なんですけれども、その工事の関係で、管はつないであるわけでございますけれども、新たに染色水量をためまして浄化しまして、それを別のところで処理をしとったんですが、今回、下水等管に流してもいいということが起きましたので、その分が経費節減になりますので、その管につながせていただくというものでございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 前回は課長にお尋ねしておったんですが、ちょっとしり切れになっておりまして、私は、この染色センターを、どのように現在の観光行政の中、あるいは、そうではない地場産業の育成に使っていく、そのところがどうもはっきり見えないと、こういう気がしておりましてね、前回もお尋ねしたんですが、どうも聞いてみますと体験型観光といえますか、観光の体験といえますか、その部分で非常に大きな役割があるんじゃないかなという気がしておるんですが、課長のほうでは、これ既にできましてから40年ほどたつ施設でございます、非常に、ここ自体でいろんな商品づくりができる機能を持ちながら、十分そのことになっていないんじゃないか。あるいはそのことが、今やりにくいようになっているんじゃないかなと、こういうふうに思うわけですが、そのところ課長どうでしょう。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。旧加悦町時代から、本当にあの施設は機能を発揮した施設であったなというふうに私も認識をしておりまして、とりわけ技術員を配置されまして、いろんな仕掛けをされてきました。

その中で、新町になっても趣旨を受け継いでやっておるわけでございますけれども、その段階で、地元で組織しました染色のグループの皆さんが解散されたというふうなこともマイナス要因にはなっているかというふうに思うんですけれども、そういった中で方向としましては、そういうグループが、そこで自主的に指導員の指導を受けながらものづくりをしていったという経過も十分知っておりますので、本来は、その機能が充実されることが望ましいというふうに思っております、これは今後の課題として与謝野町全体で、そういう取り組みが、旧加悦町の事業主さ

んだけではなくて、与謝野町全体で、そういう取り組みが図れるような仕掛けをしていかなければならないなというふうに思いますし、あわせて、技術員がおりますので、今、求められております体験観光等につきましても、当然、受け入れをしていくべきやというふうに思ってますし、これにつきましては、精いっぱい努力をしていただいておりますし、一定の効果が出ておりますし、また地域内での染色の啓発といいますか、実際に高校生なんかには技術も教えておりますし、また婦人会、そしていろんな講習会も、この中で取り組みまして、娘さんへのプレゼントだとか、いろんな形で染色技術を地域内で共有しながら仕掛けができているということにつきましては、非常にありがたい取り組みだというふうに思ってますし、引き続きやっていかなければならないと思いますが、ただ、冒頭に申し上げました仕掛けを、今後どうしていくかということにつきましては、私も今から頭を使いながら、みんなと協働しながら、その仕掛け事業を展開するべく方向性を見出していきたいなというふうに思っています。

議長（井田義之） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） 今、課長おっしゃいましたように、体験型観光にシフトをしていく、その仕掛けをどうするかということになるんですが、私は一番最初の部分で、いわゆるそういった、ここ自体が、ある程度、金が使えようようにちょっと考えないと、なかなか難しいのではないかなという気が体験型観光に応募した人から、先に金をもらうことになりませんのでね、そのシステムが、今、私はできていないなと、こういうふうに思うんですが、そこらのところは課長どうでしょう。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。ご指摘のとおり、あそこの施設の運営にかかります条例はあるわけですが、使用料等につきましては、若干いろんなケースがございまして、明確に条例の中で使用料等をうたうということが若干難しいところがございます。そういうことで、運営上でどういうふうな形で、その使用料なり受講料等につきましては、明確にして明らかにするべきかなというふうに思ってますので、その辺もご指摘のとおり早急に解決をしなければならぬというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） 課長、いろいろ大変ですけども、やはりこの観光、あるいはまだ、地場産業の振興を図るということでは、きょうまでの実績もありますし、かなりここにかかる分が大きいと思っておりますので、ぜひとも努力をして、一つの方向づけをできるだけ早くお願いをしたいなと、こういうふうに思っております。

それでは、最後に農林課長にお伺いをしたいと思っております。

先ほど来も家城議員さんから話がございましたが、野生鳥獣、猛暑関連の緊急対策事業ということで1,680万円、予算を組まれておるんですが、京都府は、これを組みますときに、いわゆる一体、こういう有害鳥獣というのが、どのぐらいおるかかわらんとということで、本年度もこの補正の中で、同じく生息管理事業というのを組んでいるんですけども、生息管理事業、京都府は、これを6,600万円予算を組みましたね、そして、いわゆる営農一体型広域防除事業、いわゆる課長が言われた忌避作物をつくるのと、それから、そういう防護柵をつくるのとということと同時に、前回私もお尋ねしましたが、どのぐらい数がおるかということが、なかなかこれ

はつかみにくいんですが、これを京都府は予算化をしているんですが、これに取り組みなかつた理由というのが特にありますかとか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。今回の、この有害鳥獣対策の補正予算につきましては、京都府における9月補正において設けられた事業ということでございます。議員ご指摘のように、野生鳥獣生息管理事業、これに600万円計上されているということでございますが、これにつきましては、当町から、特に、この調査の実施の意向は示しておりません。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それではもう1点だけ、農林課長にお尋ねしたいんですが。

この46ページの事業の中で、担い手育成事業補助金、有害鳥獣の関係の。これ猟銃を今度、新たに持たれる方に30万円助成をすると、こういうふうにお聞きしとったんですが、現在、こういう希望の方が把握できているのかどうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。今回、補正予算として計上させていただきました中に、これも京都府が有害鳥獣対策で新たな担い手を育成していくという目的で、いわゆる猟銃の購入に対して、2分の1の補助をしていただける、そういった制度を設けていただいたということでございます。ただし、限度額が30万円ということでございます。

今回、有害鳥獣、当町の該当者が3名おられるということで、この方々に確認をした上で、その3名を対象に交付をさせていただこうというものでございます。これは引き続き、次年度以降も、この制度が設けられていくというふうに思いますので、これをうまく活用して、だんだん少なくなってきている銃所持のできる猟友会の方、そして、その方が駆除員に成長していただけるように、こういったものを活用していきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 現在、銃の所持につきましては、非常に警察のほうでも厳しいということで、例えば銃を持っていらっしゃる方がおられますと、その近所へも、年に2回ぐらいは、警察の方が調査に来られる、こういう実態がございまして。いろいろ今こういうことが取り組む方が少なくなっておりますので、ぜひともこうしたことが一つの契機になって進んでいけばいいかなというふうに思っております。

それから、もう1点、農林課長にお尋ねしますのは、44ページ、この農作物の関係の猛暑関連で20万円出しておるわけですが、いわゆるこれは団体に支出をされるというふうに理解をしているんですが、団体のみ対象ということで、当初から、そんな話があったのかどうか、その点だけお伺いしておきたいと思っております。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。この事業は、団体あるいは法人が対象ということでございまして、個人の方に対しては対象ではございません。

15番（勢旗 毅） 終わります。

議長（井田義之） お尋ねいたします。

一般会計第4号についての質疑はまだありますか。閉めてよろしいか。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (井田義之) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第119号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第119号 平成22年度与謝野町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

本日の会議は、この程度のとどめ、あす21日午前9時30分から開議をしますので、よろしくお願いいたします。

(延会 午後 4時57分)